

## 令和元年第7回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号 (12月11日)

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 1  |
| 本日の会議に付した事件                    | 2  |
| 出席議員                           | 2  |
| 欠席議員                           | 3  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3  |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 3  |
| 開会の宣告                          | 4  |
| 開議の宣告                          | 4  |
| 議事日程の報告                        | 4  |
| 諸般の報告                          | 4  |
| 村長挨拶                           | 4  |
| 会議録署名議員の指名                     | 6  |
| 会期の決定                          | 6  |
| 一般質問                           | 7  |
| 北 條 利 雄 君                      | 7  |
| 関 根 浩 治 君                      | 26 |
| 前 田 武 久 君                      | 40 |
| 宗 田 雅 之 君                      | 57 |
| 議案第107号～議案第114号の上程、説明          | 65 |
| 議案第115号～議案第123号の上程、説明          | 67 |
| 陳情5号の委員会付託                     | 75 |
| 陳情6号の委員会付託                     | 75 |
| 議員派遣について                       | 75 |
| 散会の宣告                          | 76 |

### 第2号 (12月13日)

|      |    |
|------|----|
| 議事日程 | 77 |
|------|----|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 本日の会議に付した事件                    | 78 |
| 出席議員                           | 78 |
| 欠席議員                           | 79 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 79 |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 79 |
| 開議の宣告                          | 80 |
| 議事日程の報告                        | 80 |
| 議案第107号～議案第114号の質疑、討論、採決       | 80 |
| 議案第115号～議案第123号の質疑、討論、採決       | 92 |
| 陳情第5号の審査結果の報告、質疑、討論、採決         | 94 |
| 陳情第6号の審査結果の報告、質疑、討論、採決         | 95 |
| 日程の追加                          | 97 |
| 発議第4号の上程、採決                    | 97 |
| 発議第5号の上程、採決                    | 98 |
| 閉会の宣告                          | 98 |
| 署名議員                           | 99 |

第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和元年第7回鮫川村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和元年12月11日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第107号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
提案理由の説明
- 日程第 6 議案第108号 鮫川村中小企業・小規模企業振興基本条例  
提案理由の説明
- 日程第 7 議案第109号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第110号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第111号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第10 議案第112号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第11 議案第113号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第12 議案第114号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第13 議案第115号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）  
提案理由の説明

日程第14 議案第116号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第3号）

提案理由の説明

日程第15 議案第117号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算  
（第3号）

提案理由の説明

日程第16 議案第118号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第17 議案第119号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第18 議案第120号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第19 議案第121号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第20 議案第122号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第21 議案第123号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第22 陳情第 5号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等につ  
いて

日程第23 陳情第 6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情について

日程第24 職員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番 関根浩治君

2番 森隆之君

3番 遠藤貴人君

5番 堀川照夫君

6番 北條利雄君

7番 関根英也君

8番 前田雅秀君  
10番 宗田雅之君

9番 前田武久君  
11番 星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|            |       |              |        |
|------------|-------|--------------|--------|
| 村長         | 関根政雄君 | 教育長<br>職務代理者 | 阿久津光市君 |
| 総務課長       | 鏑木重正君 | 住民福祉<br>課長   | 斉藤利己君  |
| 農林商工<br>課長 | 星徹君   | 地域整備<br>課長   | 鈴木守弘君  |
| 教育課長       | 渡邊敬君  |              |        |

---

職務のため出席した者の職氏名

|      |      |    |       |
|------|------|----|-------|
| 議事局長 | 古舘甚子 | 書記 | 矢吹かおり |
|------|------|----|-------|

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第7回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長職務代理者に出席を求めました。

受理しました陳情書等は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

いよいよ、ことしもあとわずかとなりました。令和元年、早いもので、ことしもあと2週間ということではありますが、村内でもインフルエンザが、ちょっと子供の中に出ているようではありますが、皆様方、また村民の皆様方、あと特に高齢者の皆様方、インフルエンザの予防をしていただきまして、健康に留意をさせていただくことをお願い申し上げたいと思っております。

さて、令和元年第7回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員の皆さんにご出席のもと、議案のご審議をいただきますことに深く御礼を申し上げたいと思います。

また、先月のふくしま駅伝、館山周回駅伝への応援をいただき、さらには23日、開催しましたふるさと芸能発表大会には多くの議員の皆様にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、さきの台風15号、19号、21号と記録的な豪雨により、本村においても甚大な被害が発生をいたしました。特に、台風19号の豪雨に際しましては多くの関係者の皆様方の緊急対策により、被害が最小限度にとどめることができました。さらに、数多い被害状況の情報提供や調査報告におきましては議員の皆様の迅速なご協力をいただきまして、改めて、深く感謝を申し上げたいと思います。

今般の甚大な災害は、国の激甚災害指定を受けております。既に、国の災害査定を受けて終了いたしました。が、災害に向けて、今後、工事発注の準備を進めているところであります。また、住宅背後地等災害対策支援事業補助金要綱、住宅再建支援事業補助金交付要綱、農地等小規模災害復旧支援事業補助金要綱につきましても、既に、村民に広く広報しておりまして、申請を受け付けているところでございます。できるだけ、村民の皆様の負担が軽減できますように被災者救済の方策を講じているところであります。

次に、森林再生事業の今後の見通しであります。各大臣、各省庁、そして本県出身の国会議員の先生方に重なる要望を重ねてまいりました結果、既に報道されておりますとおり、福島県全域が対象ということの正式決定を得ております。継続事業の決定がなされたことに安堵をしているところでございます。

さて、今般、今定例会でご審議いただく議案につきましてではありますが、条例案件が8議案、補正予算案件が一般会計、8つの特別会計合わせて9議案、合計17議案であります。提案しました議案につきましては十分にご審議をいただき、原案にご賛同いただきますようお願いいたします。

願ひ申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

10番 宗 田 雅 之 君 及び

1番 関 根 浩 治 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開催されております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） おはようございます。

去る12月2日午後3時より、議会運営委員会を開催し、令和元年第7回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

本定例会に村長より提出されます案件は、条例8件、補正予算9件、合わせて17件となります。このほか議長宛ての陳情2件を受け付けしましたが、請願・陳情等文書表のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにいたしました。

次に、一般質問ですが、4名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めております。

会期につきましては、本日12月11日から13日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。私は今般の定例会におきまして、3点について一般質問をいたします。

まず、第1点は、令和2年度の施政方針と予算編成についてであります。

国は、経済財政運営の基本認識として「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針のもと、財政健全化目標の達成を目指すとし、来年度予算編成においては消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や経済状況などを踏まえ、適切な規模の臨時特別措置を講じ、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むものとしております。本村に影響が大きい地方行財政改革については、臨時財政対策債などの発行額の圧縮や債務の償還に取り組み、財政健全化につながるとしております。

また、今後の人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の活用を通じた利便性の高い次世代型行政サービスへの転換を積極的に推進すると同時に、歳出効率化などに前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとしております。さらには、広域的に連携する事業などに積極的に取り組む自治体の地方財政措置の拡充も検討されております。

このようなことから、今後の国・県の動向に十分に留意しつつ、国・県の取り組みと基調を合わせて歳出改革などに取り組む必要があります。本村でも急速な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれる中、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取り組み、自然災害に対する防災・減災対策など多岐にわたる諸課題への対応が求められております。さらに、

原油価格の高騰、諸物価の値上げ、消費税の値上げなど、村民生活に与える影響は多大なものがあります。

そのような状況下、新年度予算編成作業が本格化していると思われます。歳出削減路線を堅持すると同時に、地方再生の施策を重視することなど、多くの課題が山積みしております。本村の令和2年度予算編成に当たり、次の点についてお伺いをいたします。

1つ目は、次年度予算編成の基本方針と主要な施策、歳入歳出見込みと今後の財政見通しについてであります。なお、予算編成方針資料を事前にご提示いただきました。ありがとうございました。

2つ目は、新地方公会計制度に基づく財務諸表4表が作成されておりますが、これらの予算編成への活用についてであります。これらについても、財務諸表の概要を事前にご提示いただきました。ありがとうございました。

これら2点について、村長のご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目のご質問、令和2年度の施政方針と予算編成についてのご質問にお答えをいたします。

まず、予算編成の基本方針と主要施策、歳入歳出見込みと今後の財政見通しについてであります。本村の平成30年度一般会計決算における実質収支額は約1億7,200万円と前年度を約270万円上回り、村の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指数はいずれも、国が定める早期健全化基準を下回る状況にあります。積立金、財政調整基金は総額1億8,515万4,000円を積み立てて、積立金繰出处分額は、こどもセンター運営費に充てるために2億3,900万円となっております。

平成30年度一般会計決算における村債残高は28億7,650万7,000円で、前年度の比較では1億5,610万3,000円、5.1%減少しております。新たな起債につきましては、1億7,900万円を辺地対策事業債や過疎対策事業債、ハード事業分、災害復旧事業債や緊急防災・減災事業債が減少したために、起債額全体としては1億1,510万円の減、39.1%となっております。

このような状況の中で、地方交付税につきましては、総務省の令和2年度概算要求では総額16兆8,207億円、対前年比6,938億円。4%の増となっておりますが、その後に発生したたび重なる大規模災害に伴って、一般財源の確保は厳しい状況になることが予想されます。

来年度の予算編成につきましては、去る11月21日の夕方5時半から全職員を対象に予算編

成説明会を開催し、来年度の予算編成に向けて方針等を説明したところであります。

令和2年度は第4次鮫川村振興計画の6年目となり、取り組みを強化してそれぞれの指数達成目指すとともに、限られた財源を効果的、効率的に活用していくことが重要であります。その上で予算編成に当たっては、私が公約に挙げました次の8つの村づくりを説明いたしました。

1つは、子供、青年、女性など村民のアイデアを生かせる村。2つ目に、人づくり、教育、子育てに全力を注ぐ村。3つ目に、高齢者や障害者も安心して暮らせる村。4番目に産業発展と雇用創出で村民生活が安定する村。5つ目、観光資源を生かして人が集まる村。6つ目、自助、共助、公助で支え合う村。7つ目、村民生活に直結する施策を優先する村。8つ目です。ありますが、村民の健康増進のために徹底指導できる村でございます。

以上の8項目の実現を目指して職員一人一人が既存事業の見直しを行って、所期の目的や役割を終えた事業は廃止するなど、新規事業に取り組む余力を生み出しながら、急激な人口減少に対して継続可能な鮫川村の創造に寄与する事業計画の提案と、それに伴う予算要求を行うように指示したところであります。

また、職員として自覚を持って、村民の立場になって村民の暮らしや現場の声を我がことと受けとめて、そしてその改善に情熱を持って臨むこと。次に、庁内横断の協力環境を積極的に築いて、情報を共有しながら創意工夫によって問題解決に取り組むこと。3点目が、10年後、20年後の未来を想像した施策展開を図ることの以上の3つのことについて、意識を持って取り組むように職員の皆様にはお願いをしたところであります。

さらに、村民主体の村づくりを目指すための政策のうち、私が特に、来年度から着手したいと考えている事業については、継続事業、そしてまた新規事業もありますけれども、幾つか提示して予算編成に反映させていただくようお願いをいたしました。

具体的には、ふるさと教育、キャリア教育の1つとして、現状を踏まえて将来の村づくりをデザインを提案していただく「中学生村づくりデザイン会議」の開催、子育て世代を応援するための「子育て支援住宅リフォーム助成金制度」、「子育て支援公営住宅の家賃補助制度」。多くの村民から、今、環境、支障木やなんかも、大変望まれているんですね。草刈り等も、集落の中の支障木が本当に大変ですよということもあって、環境公社の設立の準備、それから村をPRするための「鮫川ファンクラブ」の創設、それと生活道、農道への原材料支給、砂利等も含めまして、こういった支給事業の拡大、そして西野団地、今、11区画ありますが、今、3件の建設の運びであります。あと残っているところの11件、これらの宅地

の販売促進、看板の設置やら、それと南側の日陰林、この対策も進めていただくよう職員の皆様にはお願いをしたところであります。

以上が、予算編成の基本方針として申し上げたところでありますが、令和2年度の主要事業につきましては、各課等からの予算要求書の提出が12月20日までとなっております。査定が終了し、予算案が確定後の2月の全員協議会におきまして、議員の皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、新地方公会計制度に基づく財務諸表4表の作成と予算編成への活用についてであります。平成29年度の予算執行から、日々、複式仕訳での予算執行を進めております。平成29年度決算ベースの財務諸表につきましては、ことし4月末までに作成して5月から村のホームページに公開して、公表しております。平成30年度決算ベースの財務諸表につきましては、今年度中の作成を目標に、現在、作業を進めているところであります。でき上がり次第村のホームページで公表したいと考えております。

また、予算編成への活用であります。今後、複年数の決算内容により、予算編成において、人件費を含めたフルコストの比較が有効な場合や建物の減価償却費を考慮して比較する場合など、財務諸表の活用が有効になると思われます。今のところまだ、平成29年度の1年度分だけでありますので、今後、複数年の決算内容が比較できるようになってから、公開しながら有効に活用したいと考えております。

以上で、1つ目の北條議員のご質問に対してのお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ただいまの令和2年度の村の施政方針、それから予算編成について村長からお伺いいたしました。

たび重なる自然災害に基づいて、大変厳しい予算編成になると予想されているところでありますし、一般財源の予算確保が厳しい状況が見えているという中での予算編成、大変、職員も含めて、行政側のその予算編成が大変苦しいところであります。それから、村長が述べられた新村長として初めての予算編成で、自分のやりたい、ぜひこれを行政側に生かしていきたいというやつを先ほど、8つの村づくり述べて、それを生かしていくという話もされておりましたが、まず1つ確認したいんですが、それらも当然、執行者として大切なことでもありますけれども、まず1つ、村の振興計画6年目となり、それを取り組みを評価するということが先ほど述べられていましたが、さらに今、進行中である村の総合戦略計画があります。これは主要施策、13のプロジェクトが現在進行中であります。その中で、K P I、要するに

キー・パフォーマンス・インディケータですか、これの重要業績評価指標があります。これらの事業の途中経過を含めた事業進捗評価をどのように予算に反映されるのか、この辺がちょっと、答弁をされていないということで、ちょっとお聞きしたいのですが、やはりこの現在、地方創生事業の中の総合戦略計画が各自治体、鮫川もそれが進んでいる、鮫川も13のプロジェクトが進行されている話の中で、この予算編成をこのプロジェクトをどのようにして反映させているかというのをひとつ、お聞きしたいのですが、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま6番、北條議員からの再質問でありますけれども、先ほどご答弁しましたとおり、10カ年の振興計画のちょうど6年目ということで、現在、アンケート調査をさせていただいております。村民意識、子供、中学生も含めた村民意識がどこまで変わってきているのかということをもとに把握した上で、そして、今おただしの地方創生の人口ビジョン、総合戦略の中の13項目が長期10カ年計画の中間で策定をいたしました。

これらの中の13プロジェクト、数々ございます。議員の皆様にも、お手元にプロジェクトの内容がお配りされているかと思いますが、この内容もアンケートとあわせて精査をして、先ほど答弁の中にもありましたとおり、当初、計画したものが10カ年そのままいくということは、なかなか、その年、その年度年度の人口の減少、それから国が出してくる施策、それとあわせて修正をかけなくてはならないところが生じてきております。継続できるものはこのまま推進して継続していきたいと思っておりますし、予算編成の中に計上されているのかということではありますが、13のプロジェクトの中でも、修正かける部分と、そしてこれから継続する部分と仕分けをしながら、新年度の計画そして予算措置をしなくてはならないものにつきましては、短期計画と長期計画に分けて、それで計画的に執行していきたいと思っておりますが、皆様のお手元にお配りさせていただいたアンケート調査もあわせて、村民のお声として真摯に受けとめながら、その後半の振興計画の検証、当然、必要ですから、どこまでできた、それとどこを修正していくというのは、皆さんと協議をしながら、今後、また予算編成に反映できるように推進してまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村の振興計画、それから地方創生に基づく総合戦略計画、全て、計画がそのまま実行できるとは私どもも思っておりませんが、その村長が今、見直しを図りながら進めていくということですが、やはりこの総合戦略の計画の中で、やはり重要業績

評価指標がある、その1つ1つ、13ですから、各課に横断的にまたがっているものもあるだろうし、やっているんですが、実際、手を出していないものもあるんですよね。なぜ、手を出せないのかということが明らかにされていないし、これは明らかにすべきです。せっかくつくった総合戦略計画が実行されない、どのように見直されていくのかという部分を、やはり明らかにしながら、やはり行政を進めていただきたいと思います。

これ、村長が先ほど言ったやつを基本に入れていながら、これらも組み合わせて見直しを図って進めていくということなんですが、やはり、このかなりお金、予算が必要になるんだと思うんですね。無理をするなということじゃないんですが、やはり、できないものはできないと明らかにする、そこを我々議員にもきちんと説明をしながら、無理のないような計画をしていただきたいと思います。

そういうことで、村の総合戦略に挙げた主要施策の13のプロジェクト、やはり皆さんが実行していきたいという思いでつくられたものですから、ないがしろにはできないと思いますし、だけど、見直しも必要だと思いますので、ぜひ、これらも含めて次年度の予算編成に当たっていただきたいと思います。

それから、2点目の新公会計制度に伴う財務諸表の活用であります。これらについては、当然、事前に村のホームページにもものかって公表されております。29年分ではありますけれども、やはり、これは新しい新公会計の中で、やはり村民にわかりやすい財務処理をするということで国が定めて、全国の自治体が新しい新公会計制度をつくり上げたわけですね。

やはり、これは当然つくる側は、聞く側もそうですが、つくる側、財政当局がやるんでしょうけれども、職員にどのようにこの財務4表の周知をされているのかということのをちょっと聞きたいんです。やはり、財務資料の活用の視点というのはその行政内部での活用、当然、担当する職員が知らなければならない、それと外部的に公表する、活用していく部分と分けるべきなんだと思うんですね。

この最終的な視点というのは予算編成への活用はもちろんですが、公共施設の統廃合、それから受益者負担、村民の負担するのが適正かどうか、それから先ほど言った行政評価との連携がどうなのか、こういう部分を、やはり職員みずから知ることによって村民に知らせていくということで、この予算編成に先ほど村長は活用すると言っているけれども、職員にどれだけその周知されているのか、その辺をもう一度お答えいただきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 財務諸表という、私もなかなか聞きなれないこの書類であります、

普通の会社ですと、必ず財務諸表を出してくださいと言われます。早い話は、銀行に借り入れをしたいを言うと財務諸表をお願いしますと言われるということは、財務諸表というのはその自治体のその団体の財布事情なんですよ。要するに、難しい言葉、諸表の中にいろいろありますけれども、一体、この会社とかこの鮫川村の自治体がどのように借金をして、そして、どのように人件費を払っていて、その内容が一目瞭然わかるのが貸借対照表であったりこの財務諸表であったりするわけであります。

それで、29年度までの書類、財務諸表が、もう公開されておりますが、30年度の決算が9月の議会で承認されておまして、今、諸表の最終仕上げにかかっているということでもありますので、まず私が見ても、なかなかわかりづらいものであります。村民の、このコストといえますか、村民1人当たりの行政コストという、いろんな数字が出ておりますが、これ村民の皆さんが見て、果たしてわかるのかどうかというところも疑問であります。

これは、内部的に財政、それから村の今後の予算編成に当たって、どこまで借金ができるのかとか、どこまで貯金を積まなくてはならないのかという1つの基準になる表でありますけれども、公開しているという以上は、やはり、皆様が見てわかりやすくしていかななくてはならないと思いますので、どのような指導をしているのかということを探ねられたものですから、いまだ、私、指導しておりません。申しわけございません。

今後また、村民にわかるように注釈をつけながら、インターネットで公開しているということでもありますし、議会でも、たびたび決算状況も、わかりやすくしていただいておりますから議会広報の中でもですね、村民の皆さんへわかりやすく専門用語を使わないで、既に、もう公表、公開していただいておりますから、そういったものも含めてですね、わかりやすく、それとまた先ほどご指摘あったように、その経過、どのような経過でその事業ができなかったのかとか、これからどのようにする考えでいるのかというのは常々公開しながら、村民の皆様にはわかりやすく広報していきたいということで、これから指示を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 財務4表、これらの書類、新しく作り上げた29年度のものではできたけれども、30年度はこれからという話になりますけれども、やはり、先ほど村長が言ったとおり村民に公開する以上は、行政を執行する職員みずからが知らなければならない、これはやはり、財務諸表ができたならば、やはりきちんと職員に知らせる会議をやるとかそういうこ

とをやはり設けて、確かに職員でも、財務、予算によく熟知した職員と、それから専門的な部分でそうでもない職員もいるわけですけれども、やはり、ここはそれでなくても、やはり明確に村民に知らせるといふ以上は、職員みずからが、もう知っていなきゃならない、鮫川がどういう状況になっているのかというのを。やはり、ぜひ、これは村長、大変でしょうけれども、仕事の中で職員に周知する方法を、それから知ることを、やはり確認していただきたいと思います。

まず、ぜひ、こういうこともせつかくつくられた新しい新公会計制度であります。やはり、これから未来に向かって、これらがずっと活用されていくんだらうと私は思いますけれども、やはりこれを知らない、村がどうなっているのか、財政がどうなっているか、予算編成をどうするのかということが見えなくなるといふので、ぜひ、そういう機会を設けていただきたいと思います。もう一度、ご答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご指摘のとおり、今後ですね、まず数字を見てわかるように、そしてまた、村の財源が、可視化といいますか、見てわかるようにして、また、職員も懸命に各課、各部署、そして、今回もまた大変な災害を受けて、本当に寝ずの休日返上でやっておりますが、そういった専門職、それから事務方の方々も横断的にといいますか、課を乗り越えてもわかるようなそういった指導を徹底してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 全体的に、本当、急激な自然災害が何回も起こって、村民の皆さんが災害を受けて台風に苦しむ中で、そして予算編成も厳しい中で予算を計画して、執行する側も大変だと思っておりますが、ぜひ、いろんな部分で、さらに職員に指示しながら予算編成そして村民に、サービスができる、よく言うサービスができるような予算編成をつくり上げていただきたいと思っております。

次に移ります。

次に、社会資本整備や維持改修の公民連携の積極的な活用についてであります。

厳しい財政状況が続く一方、現在保有しております公共施設、インフラの維持改修が必要となっていくことが想定されます。膨大な費用を要する老朽化した公共施設などの維持、更新も重要な課題となります。

そのような状況の中、民間の資金や経営能力及び技術力を活用することで、効率的かつ効

果的に社会資本を整備し、住民に低廉で良好なサービスの提供を目的としました公民連携手法の導入は、新たな公共事業の枠組みとして、法改正などの制度拡充により推進されております。地域経済の振興及び活性化への貢献も期待されているところであります。

このインフラなどの更新は、災害に対して村民の命と安全を守る「公助」の果たす役割として、できるだけ迅速に取り組むべき課題でもあります。このような厳しい環境を乗り越えていくためには、官民の知恵、ノウハウを結集し対策を講じることが不可欠であり、公民連携という官民が連携して公共サービスの提供を行う手法を活用することで、施設、インフラの新設を初め、老朽化した公共施設などの改修、維持保全を効率的、効果的に進めることができる可能性があります。この公民連携手法の導入に向け速やかに取り組んでいくことが重要であります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1つ目は、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム、PPP手法、パブリック・プライベート・パートナーシップであります。これらの1つである指定管理者制度を既に村でも導入しておりますが、今後、公共施設、インフラの改修、維持保全への対応を踏まえた公民連携手法の導入推進に向けた調査などを開始する考えがあるかどうか確認しておきたいと思っております。

2つ目は、過去の建設された公共施設などが、今後、順次、更新時期を迎えることから、人口減少や少子高齢化などによる公共施設の利用需要の変化、さらに財政状況の見通しなどを的確に見込んだ上で、施設の統廃合や維持管理も含めた公共施設の適正な配置の考え方についてもお伺いしたいと思っております。

3つ目は、公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの導入についてであります。

4つ目は、公共が資金調達を負担し、施設の設計、建設、運営を民間に委託する民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払う公設民営の、DBO方式、デザイン・ビルド・オペレートですか、の導入についてであります。

これらについて、村長の考えをご答弁いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目のご質問、社会資本整備や維持改修の公民連携の積極的な活用についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、今後、年々老朽化していく公共施設、インフラの維持、更新は大変重要な課題であります。国は2013年11月に、国や地方公共団体などが一丸となってインフラの戦略的な維持管理、更新などを推進するために、「インフラ長寿命化計画」を策定いたしました。

この計画の中では、地方公共団体はインフラを所管するものとして、その維持管理、更新等を着実に推進するために中期的な取り組みの方向性を明らかにする行動計画を策定することとしました。また、当該行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めることとしています。

これを受けて、総務省から2014年4月に全ての地方公共団体に対して行動計画に該当する総合管理計画を策定するように要請がありました。この要請に基づいて、本村では2016年度に「鮫川村公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。本計画は村の各種計画と連動し、本村の所有する公共施設等の管理などを推進する上での指針となるものであります。計画期間は2016年度から2045年度までの30年間で、計画の対象範囲は村が所有する全ての公共施設及び当該施設が立地する土地となっております。対象とする公共施設には学校や庁舎、集会施設などの公共建築物とともに、道路や橋梁、上下水道などのインフラ資産も含んでおります。

本計画では、現状や課題を明らかにした上で、健全で持続可能な財政運営を実現するためには、公共施設を効果的かつ効率的に活用し運営していくことが必要であるとし、そのための3つの基本方針を定めております。

1つ目ではありますが、総量資産の適正化であります。公共施設等のあり方や必要性について、本当に必要なものかどうか費用対効果などを客観的かつ総合的に判断し、適正な施設保有量を実現することとしております。このうち公共建築物については、今後、見込まれる人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量の維持または縮減を推進することとして、インフラ資産については、村民の生活環境における重要性のほか、中長期的な経営視点に基づいた個別計画を基本に総量の適正化を図ることとしております。

また、原則として新たな施設の整備を行わず、施設を更新する場合は、複数の施設の機能を集約した複合化施設を基本として、施設建設後には旧施設を適切な時期に解体して維持管

理費用の縮減に努めるとしております。なお、取得目的が明確でない財産の取得を行わず、遊休財産については積極的に処分を行うこととしております。

2つ目は、長寿命化の推進であります。今後も活用していく公共施設につきましては、定期的な点検や診断を実施して計画的な修繕を行うことで施設の長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めて財政負担の軽減、そして平準化を図ることとしております。

3つ目は、民間活力の導入であります。ただいまご指摘されたような内容でございます。PPPやPFIなどの手法によって民間企業などが持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や維持管理における官民の役割分担の適正化を図って、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図るとしております。

このような3つの基本方針のもとに、総合管理計画を具体的に推進していくこととしております。そして、総合管理計画を円滑に推進し実効性のあるものとするために、個別の施設ごとの現状を把握し評価を行い、それをもとに中長期的な個別施設計画を策定し、計画に沿って取り組みを実行することとしております。

実際、今年度は鮫川小学校の校舎及び体育館について現状を把握するための調査を行い、個別施設計画を策定するための予算を当初予算に計上し、現在、作業を進めているところであります。今後、計画的に全ての公共施設について現状を把握するための調査を行いながら、個別施設計画を策定していくこととしております。

北條議員がおただしの1つ目の今後、公共施設、インフラの改修、維持保全への公民連携手法の導入に向けた調査などの開始する考えについてであります。現在、導入しております指定管理者制度以外の手法につきましては、今のところ具体的な調査を始める考えはございません。先ほど申し上げましたとおり、村の公共施設総合管理計画の中の基本方針にPPPやPFIなどの手法による民間活力の導入がうたわれておりますが、それを必要とする具体的な事例が想定、今のところ、できておりませんが、今後、個別施設計画を策定していく中で必要があれば、指定管理者制度以外の公民連携手法の導入についても検討したいと考えております。

2つ目の施設の統廃合や維持管理も含めた公共施設の適正配置の考え方についてありますが、公共施設等総合管理計画の目的がまさにそれであり。今後、公共施設等の老朽化が進み、維持、修繕にかかる経費の増加や建てかえに多額の費用が発生することが見込まれます。また、少子高齢化、人口減少が進むため、将来の利用需要を見据えた施設量の見直し

が必要となってきます。

さらには、税収の減少や扶助費などの義務的経費の増加によって、公共施設等の維持管理費に充てる財源が制限されるために、公共施設等を戦略的かつ計画的に更新、統廃合していくことが必要であります。公共施設等総合管理計画と今後策定する公共施設個別施設計画をもとに公共施設の適正配置に取り組んでまいります。

3つ目でありますが、P F I方式の導入につきまして及び4つ目のD B O方式の導入につきましては、本村においては、それらの手法を用いることが有効な事例が、今のところ想定できません。しかしながら、いずれも、今のところその必要性があると具体的な例が生じた場合には、今後、視野に入れながら民間活用、そしてまた、限りある財源を有効活用するためにも検討してまいりたいと考えております。

以上、6番、北條議員の2つ目のご質問の答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ただいま、社会資本整備それから公共施設の維持改修に関して、公民連携あります。P P P手法というのは、先ほど言ったとおり一番わかりやすく言うと、トレーニングセンターに鮫川村のスポーツクラブが指定管理者制度で運営しているということ。そのほか村でも幾つか指定管理者制度がありますけれども、これらも含めてなんです、今のところは施設がしっかりして管理しているから、指定管理で運営されているけれども、やはりこれらの維持改修というのは、もう確実にやってくる。こうしたときに、連携方式をきちんと考えておく、村単独で、財政が厳しい中で、村単独でものをつくる、ものをやるというのは相当厳しい状況になるんだろうと思います。

やはりこの辺は、これから公共施設の維持管理を踏まえた建てかえ、先ほど公共施設の個別の管理計画に基づいてやっていくということなんです、やはり、村単独じゃなくて民間活力という、先ほど言ってきた方式を、やはり導入することをきちんと検討していく。それらを導入しながら、村民に対してサービスを低下させない。無駄なやつ、公共施設で無駄で、もう維持管理ができないものは、当然、私は廃止していいと、思い切った決断が必要なのかと思います。

それと、先ほど村長が言ったとおり、P P PとかP F IとかD B Oというわかりづらい言葉を並べておりますが、いずれにしても、資金や管理や、そういうことも含めた民間を入れるということです。いずれも。鮫川は、当然、先ほど指定管理者制度についてはP P Pの中でいきましたけれども、鮫川では、実際は、そのほかに計画されているものがあるんですね。

先ほど、第1問目で言った総合戦略の中で、PFIを検討するということになっているんですね、これ、初めて私が出した言葉じゃないんです。村の総合戦略の中で出しているプロジェクトがあるんです。

これは、出しているにもかかわらず、やはり、これから検討するなんて、もう検討するって計画にのっかっているんですね。これは公共施設の建設、それから維持管理、運営等、民間の資金とか経営能力とか技術能力を活用して行う新しい手法だよということを、もう計画のっかっているものがある。だから、新しいものじゃないんです。私が言ったから新しいものじゃなくて。

やはり、ここは先ほど言った総合戦略をもう一度見直して、言葉だけじゃなくて、実践する、見直しするということをはっきりと明らかなにしていかないと、ただ言葉で計画上のせただけでは困るんだと思うんです。そこをしっかりと考えて、この民間連携、導入、もう一度その考え方を村長にご答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの再質問であります。総合戦略の長期計画の中にも、このPFI、民間の力をお借りしながら限りある財源を有効活用するためにも質の高い公共サービスをするということをはっきりと明らかなにしているのは、私も承知はしております。既に、村の、ご承知のとおり、公共施設は老朽化をしておりますけれども、途中で耐震補強しながらも、現在、維持しておりますが、公共施設ならず、インフラ整備の中での上下水道、特に、先般は鍛木田の配水池の大きな工事を計画的に終わったばかりであります。これから集落排水も含めて、橋梁も含めて、計画的に補修していかなくちゃならない、また、改修をしていかなくちゃならないという時期に、既に、もう入っております。

公民館、小学校、中学校も計画的に公共施設の建設、そして改修も含めて、進めていかなくてはならないときに、本当に多額の費用が、当然かかります。あと、国・県のそういった有利な補助金がいただけるものと、いただけないものもございますので、今ご指摘のように、民間の力をお借りして、そして質の高い公共施設、それから、特に本村の場合には、これから推し進めようとしている飲料水確保や簡易水道が、今度、完了の予定でありますが、そういったそのインフラ整備が進むにつれて、今後、また計画をしながらも、水道関係それから集落排水関係もあわせて、民間の導入をきちんとしながらも、計画、それから設計、施工まで民間の力をお借りしながら、できるだけ村の財源、本当に限りある財源でありますので、少なくしながらも質の高い公共住民サービスができるように努めるように着手をしていきた

いなと思っております。

また、13プロジェクトの中でも、先ほど1番目のご質問にも答弁しましたとおり、その中の見直しもかけながらもですけれども、この民間の知恵、それから民間の企業、官民連携の力をお借りしない限りは、本村の維持は、なかなかこれから難しいと思っておりますので、どうやったら、限りある財源を有効に皆さんに負担のないような形でできるのかということを考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 民間連携も含めてなんですけど、やはり一昔前は、村単独で物事を、公共施設をやっていく、それからいろんな運営の仕方もあるんですけど、村単独でやるということじゃなくて、これからいろんな分野、団体もあるんですけど、民間の知恵を入れるということを実際やっていかないと、多分、今、村民に対して中心地域活性化に関するアンケートもやっていますけれども、それらについてもそうなんですけど、やはり、行政がしたいだけでやっていくというのはもう限界がある、いろんな、参画して、計画して事業を実施する部分では、最初の話し合いから、そういう団体をきちんと、連携する団体を見つけて進めるのが私は基本じゃないかなと思ってるんですね。途中から入ったのでは、とてもじゃないけれども、やるあれがない。

そういうことも含めて、公民連携、いろんな方法があるわけなんですけれども、やはり、この方法と言うのをきちんと考えてやっていただきたいと思うんですね。公共施設、先ほど、個別の施設管理で進めるということでやっているわけなんですけど、やはり、これから出てくるわけですね、これ、本当どうするのかと思うくらいの施設の老朽化が出てくる。運営もそうなんですけど、やはり、この辺はきちんと考えないと、にっちもさっちもいなくなる。財政が厳しいと言いつつも、にっちもさっちもいなくなってくるでは困る、やはり、そういう部分では、早め早めに連携の仕方を構築しながら行政を進めていただきたいと思います。

新村長になって、こういう方、いっぱいあるので大変だと思うんですけど、やはり、そこは私より若いんです。若い力と知恵をぜひ出して、村のこういう公民連携の部分をもうちょっと。村長もよく村長選挙で言っていましたよね、公民連携、公民連携という話をいろんな街頭でも言っていました。やはり、ここはきちんと中身を組み立てて行政の中に生かして、村民によりよいサービスを展開していただきたい。

この件については、以上で終わりたいと思います。

次に、3つ目になります。森林環境譲与税の活用方策についてであります。

森林環境譲与税、原資は新税で森林環境税、鮫川村には362万円ですか、配分されております。森林は、山林の保全や水資源の涵養、地球温暖化防止など、多様な公益的機能を持っており、我々はその森林から豊かな水や清浄な空気などのさまざまな恩恵を受けております。この大切な森林が、林業の担い手不足などから荒廃が進んでおり、一刻も早く対策を講じる必要があるからであります。その財源確保に資するこの森林環境税は、みんなで森林を守り育てていくという仕組みづくりの財源として、個人、法人を問わず広く等しく負担をお願いしているものであります。

村民の理解をより進めるためにも、効果的、重点的な取り組みを進め、その現状をわかりやすく示していく必要があります。本村の森林整備、人材育成、担い手育成、木材利用の促進、普及啓発などなどを通して恵みのある豊かな森林となっていくことを期待するものであります。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1つ目は、森林環境譲与税の使途についてであります。

税収の使途として、どのような内容の取り組みを行い、計画されているのかスケジュールについてお伺いをいたします。

2つ目は、今後の森林づくりについてであります。

この森林環境譲与税の導入を契機として、今後どのような本村の適切な森林の整備や効果的な森林づくりの方向性を進めていくのか、この2点について村長のご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び同施行規則が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行され、森林環境譲与税の使途につきましては、法律で定めた使途の範囲内において、地域の実情に応じて幅広く弾力的に事業を実施できることとされ、4項目20にわたる事業区分に使用可能と示されております。4つの項目とは、間伐等の森林整備、人材育成、担い手確保及び推進体制の構築、木材利用、普及啓発、その他基金積み立てとなっております。

法律の趣旨等につきましては、北條議員の質問と重複するため割愛させていただきますが、

本村では、ことし9月の第5回鮫川村議会において、村の基金条例について制定させていただきましたので、今年度の森林環境譲与税の724万円につきましては、基金への積み立てといたします。次年度以降の対応につきましては、県での対応も現在のところ決定しておらず、ふくしま森林再生事業との関係、市町村で取り組む森林管理の意向調査やモデル地区設定の進め方など、具体的な事例が示されていない状況であり、近隣町村の動向も踏まえ、事業の推進を図りたいと考えております。

また、今後の森林づくりにつきましては、針葉樹林の整備については、他町村と連携を図るとともに、奥久慈材の産地として育成する予定であります。広葉樹については、薪炭やシイタケ原木の産地として再生できるよう更新伐を推進して、そして森林資源の有効な活用に努めていく考えであります。

以上、6番、北條議員3つ目のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 森林環境譲与税ということで、国からお金が配分されたということで、喜ばしいのは喜ばしいんですが、この配分方法、国でなぜ決めたかというのと、それがもう本村の総面積131.3キロ平方メートルですか、その中の林野面積が9,782ヘクタール、総面積の4分の3が山林で占めるという鮫川村であります。この中でこの森林環境譲与税、いや、驚いたんですが、その配分のものが、山があるから山林があるからということじゃなくて、人口割も入っているんですね。この配分の方法は、やはり、違うんじゃないかなと私は思うんですね、ものすごい不満を感じるんです。

意外と、鮫川は思ったより金がきていない、人口が少ないからだろうけれども。山が多かったって人口が少ないからくれないという話だろうけれども、やはりここは、これからも多分、国では時期を見て、こういう配分を市町村にやってくるんだと思うんですが、やはり、その配分方法ね。もう少し、せっかくその森林を保全していくという部分からすると、やはり違うんじゃないかと思うんです。鮫川は少ないんですよ。人口が多いところは逆に多い、山がなくなつて、山林がなくなつて。やはり、ここはぜひ、村長、町村会も含めて、国会議員も含めて要請しながら、その配分方法、検討できないかという部分を、もう少し要請していただきたいんですが、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その配分方法でありますけれども、担当課のほうから、今、答弁をさせますけれども、これは他町村の実態を鑑みて、そして森林面積、それであと、人口割とい

うことで、これだけの少ない金額であるということのご指摘でありますとおり、この他町村との比較を見まして、それとあと、この森林再生事業との絡みもありますから、今後、また必要あれば県、そしてまた林野庁に直接、要望できるように各先生方にも、今後、また強く要望していきたいと考えております。なお、この配分方法につきましては担当課のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

市町村に対する譲与の基準ですが、国で定めた法律また施行規則によりまして、市町村に対する譲与の基準につきましては、森林環境譲与税の9割に当たる分を市町村に譲与するというふうに定められております。そのうちの基準につきましては、人工林率がそのうちの半分、林業就業者が2割、人口割が3割というふうな基準で配分されておりますので、本村における今年度の配分につきましては、先ほど村長が申し上げたとおりの金額となっております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 国はこういう配分の方法でやったと思うんですが、結構、鮫川の場合は山林が4分の3を占める土地柄であるということで、山林に対する強い、私自身もそうなんですが、すごい自負があるんですね。何、ここ、森林を保全していくという部分では、なぜこういうところにもっと厚くできないのかなと、ものすごく疑問を持っているんですね。当然、都市部だからと木材をやるはずじゃなくて、使用したり、それを利用していく場合には、当然木材を利用しろという部分で、多分やってきたんだと思うんですが、やはり、使うよりも育てるほうが結構大変、植林も含めて。それから、後継者含めて。

現在、先ほど森林再生事業継続になりました。いろんな機関のご努力、国の努力もあるのだろうけど、これも継続されることになりましたが、これらとは別に、この森林環境譲与税を生かしていかなきゃならない。それと、村の先ほど予算のことも言いましたけれども、予算の中に上乘せではだめだよと、新しい事業を起こしなさいということを言われていますね。そういう部分では、この新しい事業を村自身が計画して起こしていかなきゃならないということでもあります。

そういうことを考えると、じゃ、この計画づくりはどうしていくのか、どうしてこれから村民の皆さんに森林保全のための対策を示していくのか、この辺については、まだ明確にさ

れていないと思うので、この辺はどういうスケジュールで今後進めていくのか、もう一度村長に、ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問にお答えをいたします。

まず、この森林環境譲与税の金額を、まず積み立てるということであります。本村の場合には、具体的に、まだ用途がこれからという段階であります。まず1つは、この間伐材の森林整備ということですが、森林再生事業が、また継続になるということになっておりますけれども、そこまで至らない部分、そのエリアに入っていない、しかしながら、村としても環境保全をどうにか守っていききたいという部分、そういったものを含めまして、これから各地、特に、私がちょっと心配しているのは、先ほど冒頭の挨拶でもありましたとおり、見渡の周辺の日陰、これもちょっと心配をしております。住宅が日陰であって売れないという、そういった声が非常に高まっておる中で、果たしてこの森林環境譲与税のこの間伐整備事業があつた周辺の環境整備に充当できるのかどうか、係のほうとも、課のほうとも相談しながら、今後、いち早く、やっぱり住宅環境を守っていかなくてはなりませんから、そしてまた、せっかく多額の税金を投じた分譲地を、早く子育て支援の方々にもあわせて提供したいと思っておりますが、そういったものも含めて、今後検討していきたい。さらにはあと、さざり荘周辺の整備、あわせて今後、下刈り等も含めまして、あそこの周りも整備していく計画でもありますが、そういった村の中心地の活性化、それから住宅環境の周辺の整備もあわせて、この森林環境譲与税の活用がうまく盛り込めるかどうか、今後、検討して進めていきたいと思っております。

なお、議員の皆様の中でも、森林整備に関してこのような提案がどうなのかと、あと担い手育成ですね、やっぱり一番は。今のところ、森林関係の方々是非常に元気があって、仕事が間に合わない状態ではありますが、実際、林家、林業業者も含めた林家ですね。国策として、今まで木を植えてきて、そして、その今の状況の国産材の価格が本当に低迷しておって、搬出するにもお金がかかる時代でありますけれども、そういったことも含めてですね、林家の担い手育成、これも視野に入れながら、今後検討してまいりたいと思っております。なお、新年度以降も計画的にスケジュールを組み立てて、また皆様にお示しできるように森林環境譲与税の有効活用を進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 森林環境税、基金を積み立てて村でこれから計画をつくっていくんだ

ろうと思うんですが、やはり、森林再生事業で村にもいろんな森林伐採を行う、森林組合から委託を受けて作業をしている業者の方がおられる、かなり忙しく事業というか作業を展開していて、森林再生事業によって森林が活性化して目が向けられてきているという状況が進んでいて、幸か不幸か、再生するために起こったことではあるが、事業を進める上では、山って結構、農地なんかと違って目の向けにくいものであったんだが、やっと目が向けられるようになったという部分では、いいチャンスなんだと思うんです。

ただ、この森林環境譲与税は新たに起こしてくれということでもあります。当然、森林の整備の推進とか、先ほど村長が言った人財育成、担い手確保、当然必要なんだと思うんです。それから、木材利用の促進ですね。鮫川の場合、木材利用の促進と言うんですけど、伐採して販売するだけということで、本当に木材利用の促進がされてきたのかといったら業者もないし、製品化することもやっていない。ほかのほうにみんな行っちゃうと。他の市町村に回っちゃうということになっています。

これらも含めて、この森林環境税、せつかくの国から配分になったものです。ぜひ、うまく活用をしながら、やはり、この村の面積の4分の3を占める森林を生かして、雇用拡大にもつながるとか6次産業化に結びつくようなことも含めて、ぜひ、村長が目指す鮫川村にのっかって進めていただければと思います。

森林環境税、これから担当課のほうで細かい部分は進めるんだと思うんですが、そういうことも含めて、森林の整備、それから人財育成、担い手確保、木材利用の促進、それから当然、これは行政だけがわかっているんじゃないくて、当然村民の人がわからなければならない、そういう部分で啓蒙普及活動、こういうことをしっかりやっていただいて、この森林環境譲与税を生かしていただきたいと思います。

長くなりました。以上で、私から3点の一般質問を終わりたいと思います。きょうは新しい質問台だったものですから、気分よく、いつもよりちょっと長く質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで北條議員の質問は終わりました。

11時35分まで休憩をいたします。

(午前11時25分)

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

---

◇ 関根浩治君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1番、関根浩治君

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治。

質問に入る前に台風19号及びその後の豪雨災害で、村内外で被災された方とお亡くなりになられた方のお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、台風19号とその後の集中豪雨による本村の災害復旧状況についてお伺いします。

また、農地での次年度作付に支障のないよう整備を図らなければなりません、その現状についてもあわせてお伺いしたいを思いますので、村長のご答弁をよろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の1つ目のご質問に対しましてお答えいたします。

災害復旧工事でございますが、さきに開催した全員協議会でご説明しましたとおり、公共土木災害復旧事業が河川15カ所、道路12カ所、計27カ所。農地等災害復旧事業が、田んぼです、田んぼが38カ所、畑が4カ所、頭首工1カ所、水路24カ所、農道7カ所、計74カ所を災害復旧事業として報告をいたしました。

現在の状況、公共土木災が12月2日から週の第4次査定に27カ所全て申請をいたしました。うち、25カ所の査定を終了しましたが、残り2カ所については査定官より現地の再調査と工法の見直しを指摘され、次回再申請することとなりました。現在、再申請に向けて現地の再調査とあわせて、査定終了箇所については工事発注に向けて実施設計の準備を進めているところでございます。

農地災につきましては12月9日からの週の第2次査定へ16カ所、16日からの週の第3次査定へ18カ所、23日からの第4次査定40カ所を申請する予定となっております。査定が終了した箇所から実施設計の準備を進め、緊急性、重要性を考慮しながら早急に工事を発注したいと考えております。

以上、1番、関根浩治議員の1つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 今回の災害におきまして、大変箇所数も多いし、損害での災害も復旧

については大変なものと思われませんが、まずこの災害について、激甚災害指定されているものについては、公共のものあるいは私的な個人の農地等については、それぞれ補助等があって、安価に負担も少なく復旧ができるものと思われませんが、実際対象条件として、やはり1カ所40万円以上のものについては、災害復旧ができるというようなことがあります。

それから、1カ所の工事費については同一の施設が被災した場所で、被災箇所が複数あって、150メートル以内のものについては同一箇所ということで、被害金額合わせて40万以上になれば、災害工事ができるというようなこと。

それから、あと復旧の方法ですが、あくまでも原状復帰というような内容であります。

それから、対象にならないものについては、今回、村内で数多く、水田、畑の土手の崩落等が多数発生しておりますが、それらについては、金額が40万円未満ということで、その対象にならない条件につきましては、過去の災害で、今回また災害に遭ってしまったもの、それから経済効果が小さいもの、それから対象施設及びほかの事業と重複するものなど、整備計画や施工のその維持管理不良に起因するものなどというような条件がありまして、それらが対象外ということになります。

それで、以前の臨時議会等でそういったものを救おうということで、5,100万ほど計上して災害の復旧に充てたいということで全員協議会で承認されて、今回、村内に周知徹底しているところではあると思うんですが、なかなか、やはり、5畝歩や一反歩のところでは10万円、20万円、あるいは40万円手前ということで、その半額負担ということで10万円まで助成するというような、残りは受益者負担というような形になるということで、今回、受付件数等についても少ないと伺っておりますが、午後まで結構ですので、それらの現在、災害申請されているもの、それから該当にならなかった物件等について詳細をご報告いただきたいと思います。

それから、小規模の対応についてなんですが、複数箇所集めてやれば40万円になるというようなこともありますので、同一の小字等で、地権者が別であっても、そういったことを、ある程度拾い上げて、150メートル以内で40万円以上になるような被害額が発生しているものについては十分すくい上げて、それらの復旧に当たっていただきたいと思うんですが、その辺のお考えもあわせて村長にお伺いしたいと思います。

それから、それらの事業の関係で、今回、激甚ということで、あくまでも小規模のものについては村が事業主体でなければ実施できないというような要件もありますので、その辺についても十分、参酌していただいて、ぜひ、そういった活用をして村民の財産の損失がない

ように負担の軽減を図っていただきたいんですが、村長の考えを伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの関根浩治議員の再質問でございます。

先ほどご答弁しましたのは、まず災害査定を受ける、規模が大きい工事の査定の件でございます。ご指摘の小規模災害の対応ということで、既に、議員の皆様にも何度か全員協議会を経てですね、災害査定が受けられない小規模の災害の救済措置はないものかということで、今回、お示しさせていただいたのが3つの要綱で、住宅地の背後、それから、また、進入路の倒壊、それと、建物の改修の費用の要綱、それから3つ目が今、ご指摘の小規模災害。40万円まで満たない災害を、今までずっと放置されてきたわけでありましたが、非常に今回、件数が多いということで、国からも激甚指定により13万円から40万円までの間も起債を起こして、申請をして救済措置がありますという通達を受けましたので、まず、今、どのくらいの件数があつて、どのくらい受け付けをしているのかというのは担当課長からご説明をさせていただきますが、その13万円から40万円の間で救える、そしてまた、受益者の方々が、本当に少ない負担で春先の作付までに間に合わせるための1つの施策であります。そしてまた、2万円からの被害額といいますか、自力施工の場合ですね、公共工事の発注でなくて、被災された方が直接、業者、それからリース等で建設機械を借りてくる、また、搬送費用もかかりますから、そういったものまで救えるものがないものかということで、つけ加えたのが2万円からの上限つきの要綱でございます。

現在、申請がどんどんとふえてきているようでございますが、これからまた、もう、ふえる可能性は非常に高いということで、今回も補正予算を上程をさせていただきましたが、できるだけ村民の皆様には負担がかからないように、もう一つは春の作付に間に合うように、最後はスピードが速めに、業者さん、本当に1月、2月、3月になると全く仕事ができない状態、仕事というか民間の仕事には手を出せない状況がもう見えてきておりますから、早め早めの施工をしていただくために3つの要綱を定めたわけでございます。小規模災害の状況、それから現時点の受付状況、受け付けになったのかならないのかにつきましては、担当課長のほうから詳細につきまして説明をさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

まず、農地等小規模災害復旧支援事業ということで、村で2分の1助成する事業の内容に

ついてお話ししたいと思います。

まず、11月25日から29日までの1週間に設定しました受付状況ですが、相談件数が69件、実際、申請書を受理したのが27件であります。その後も期間が過ぎておりますので、相談件数、受理件数とも増加しておりますが、今週には第1次で補助金の指令書交付ができるように準備をしているところです。まず、申請受け付けをしたところの現地調査をしまして、実際のその被災規模や写真の撮影等を担当課のほうで行っておりまして、その集約したもので最終的に補助金を交付するというふうな手続をとっております。

今回、この復旧支援事業ですが、自力施工の場合、また業者による復旧工事の場合も全て対象としております。写真や領収書等の書類がそろわないもので、実際、事業が済んでいるもの、それについても今回は補助対象として認めておりますので、その部分について書類がそろっていれば補助金の申請ができるものというふうに、うちのほうでは扱っております。

実際、業者に見積もりしたり、どのように進めるかということで申請の相談がありますが、そういう部分でまだ、申請に至っていない部分もありますが、それ以外につきましては、実際、今、青生野地区でも大型の重機をリースしまして、それぞれ事業を実施している箇所も見受けられますので、春の作付までに間に合う箇所も、今回の対応によって十分措置できているものと思われております。

また、小災害ということで、激甚災害のときの農地等復旧の場合の起債事業を行うに当たっては、村が工事を発注しなければいけないという部分で、実際、現場を確認して、設計をして、入札をして、工事をするというところで、事業完了までに数カ月要してしまう、また、今回の災害によりまして、建設業者も仕事がふえてしまうということで、春先までの事業完了ができないのではないかとこのことの恐れもあります。

また、10月に発生した災害ということで、実際、起債を受けるに当たっては12月には数字を固めなきゃいけないという部分での事務的スケジュールも困難であるということで、今回は起債による事業を断念したところです。

そこに至っては、庁内でも5回の検討会、また、農林商工課の内部でも検討会を開いて、対応についていろいろ検討をしたところではありますが、スケジュールの都合上、今回は起債事業には該当できないというふうな判断に至っておりますので、その辺はご承知おきいただきたいと思っております。

また、通常、災害復旧事業を行うに当たっては地域整備課が担当で行いますが、今回、国庫補助の災害復旧事業がかなり多くあるため、横断的組織ということで、農林商工課のほう

で今回の補助事業については事務に当たっております。

受付時期につきましては、周知した1週間、過ぎておりますが、実際は2月いっぱいまで受け付けるというふうにしておりますので、農家からの相談があったり、こういう申請をしたいという相談があった場合は議員様方からもお声かけをいただきまして、農林商工課のほうで受け付けを、相談しております。また、現地に行って写真等の撮影もいたしますので、相談のほうを農林商工課のほうに来ていただけるようにご配慮いただければというふうに考えております。

以上といたします。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 国のほうの起債を起こす事業は取り組まないということでございますが、片方は災害工事で負担額が1割ないし5%程度の負担で修復する農地があるのに、片方は2分の1をも負担しなくちゃならないということで、かなり不公平感があるのではないかと思います。実際、起債を起こしてやる場合についての費用については事業費の90%まで起債が起こせるといふこと、それから、そのうちの95%が地方交付税措置算定の基準になりまして、基準財政需要額に算入され、災害復旧事業費の合計の3%が特別交付税として交付されるわけですから、起債を起こして事業を取り組んだほうが、断然、村民の財産を守るためには、やはり重要な仕事だと思います。内部で検討して、できないというような結果に至ったというのは、ちょっと残念な気はします。ですので、やはり、村の財産を適正な仕事によって守るといふのがやっぱり、役場職員あるいは我々、関係議会、議員の仕事だと思いますので、再度ご検討いただきたいと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの1番、関根浩治議員のご質問、ご要望は、区長会でも同様なご意見がありました。災害の査定、補助金該当になる方と、2分の1の方の被災者の不公平があるのではないかということ、全くご指摘のとおりでありますので、ですから13万円から40万円のその起債適用になる工事が該当になるのか、あと、それよりもっと小さな13万円までの、以下の小さな工事が該当になるかということ、受け付けをした段階で、あと件数、それを鑑みまして、どちらが適用になるのかを精査してということで、今、農林課のほうではまとめております。

ですから、激甚災害を受けた特別の小規模災害の今回の特例、これを全く見逃しにするわけには、村の財政上、いきませんから、ただ、一番懸念されるのは村発注するのか、あとは

相対でやっていただけるのかというところで、やっぱり、設計をしなくてはならないということも鑑みますから、そうすると費用が膨大になるのではないかとということも鑑みまして、どちらを選ぶかは、今後、検討させていただきたいと思います。

当初から言いましたように、その受益者といいますか、被災を受けた方々の費用負担がなるべく少なくなる方法、実は、埴町ではですね、8割なんです。2割が受益者負担で8割まで出しますよという、隣町は出しておりますが、うちの場合には2分の1ということで、財政、大変厳しい中での苦肉の判断でありますから、今後また、応募状況といいますか、皆様からのこれからまた出てくるであろう申請の中身を見ながら、あと、職員も現地に行っはかって、大体どのぐらいの被害額なのかという試算をしながら、有利な方法を講じるような方法を、連日とっておりますので、関根浩治議員から検討を要するのではないかとということとを真摯に受けとめまして、今後、被災者救済のために努力をしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 今回は、まれに見る災害でございますので、今後、このような異常気象が恐らく、たび重なる気象災害が頻発されるような地球環境が変わってきているので、そういったことも、当然多発されると思われまして、十分に考慮していただきたいと思ます。なお、今回の災害につきましては、やはり不公平感がないように、それぞれやはり、村長の英断によって、各課それぞれ横断的に人員のご協力をいただいたり、あるいは以前に福島の阿武隈川の水害に遭ったときに、やはり激甚災害が指定されて、村内でも起債を起こして事業を取り組んだという経過がありますので、先輩、OB職員の方々の意見、あるいは指導なども仰ぎながら、十分にこの災害に取り組んでいただいて、負担が少なくて済むようにお図りいただければ、我々としても活動のしがいがありますので、それぞれ村長さんを初め、職員の皆さん方のご協力を切にお願いしたいと思います。

第1の質問については、以上で終了したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治議員の質問の途中ではございますが、13時15分まで休憩をいたします。

（午前11時59分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午後 1時15分）

---

○議長（星 一彌君） 1 番、関根浩治君。

○1 番（関根浩治君） それでは、午前中に引き続き 2 番目の質問に入らせていただきたいと思います。

村道の管理体制整備についてということでお伺いいたします。

村道官沢・余所内線は、村内唯一のバス路線であります。狭小と急勾配でカーブが続き、冬期間は路面凍結等で交通事情が悪く、利用者が不便を来しております。その上、法面の支障木がバスのフロントガラス等に接触している現状で大変危険です。また、通学バス路線でもあるので早急な改善を望みます。過去に西山区から 2 車線村道幹線の改良を要望した経過がございますが、村として改良計画があるのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、村道菅ノ目・浅川線については、過去に一部舗装補修工事がなされましたが、その後の路面の損傷が激しく通行の不便を来しておりますので、今後舗装補修整備計画があるのかどうかあわせてお伺いしたいと思います。村長の答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1 番、関根浩治議員の 2 つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

村道官沢・余所内線は、大字赤坂西野字官沢地内から大字西山字余所内地内を結ぶ、総延長 3,577 メートル、車道幅員 4 メートル、道路幅員 5 メートルで、一次改良済みの箇所となっております。

改良要望でございますが、平成 8 年 12 月に道路改良拡幅に関する陳情を受理をしておりますが、拡幅改良 2 車線化工事を行うには数十億円の事業費が必要で、自主財源が少なく、財政的に決して裕福でない本村におきましては、国や県の補助金に頼らなければなりません。交通量の少ない山間地の村道改良工事は、国庫補助採択要件を満たさないため、実現にはいまだ至っておりません。

現在、村では、路面の性状調査、ひび割れ、わだち掘れ、平たん性の調査を定期的に行っており、経年劣化が激しい路線について国の交付金事業、防災・安全交付金を活用して、村道の舗装補修工事を行っております。

今年度は、村道戸草・関口線、村道青少年広場線、西山地区の村道岩野草・水口線の 3 路

線の舗装補修工事を施工しております。

議員おただしの村道官沢・余所内線の拡幅工事ですが、村としては、拡幅改良2車線化でなく、交付金事業を活用しながら、路面の性状調査の診断結果が、交付金事業の採択要件を満たした時点で舗装補修工事を実施したいと考えております。

舗装補修工事は、路盤の置き換えから行うので、現道敷きを有効に活用するため、側溝の敷設がえを行う際に、蓋付きに変更して、場所によっては高さ等の調整をしながら、急カーブや急勾配の緩和をはかりながら道路幅員の拡幅ができるのではないかと考えております。

また、冬期間の路面凍結対策としては、きめ細かに融雪剤の散布等を行うなど対策を講じています。

さらに、法面の支障木であります。道路パトロール等で気づいた際には職員による伐採作業を行っておりますが、支障木の範囲が広範囲になるような場合には、シルバー人材センターによる伐採作業も実施しております。本来であれば、このような支障木は山林所有者がみずから伐採するなど常日ごろから山林の手入れを行っていれば、このような問題は発生しないと考えられますが、現状ではなかなか難しい問題であります。

次に、村道菅ノ目線・浅川線舗装補修工事でございますが、同じく交付金事業を活用し補修できればと考えております。交付金事業の要件を満たし財源のめどがついたものから、緊急性、重要性、他地区との均衡性などを考慮して、事業を執行してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、1番、関根浩治議員の2つ目のご質問への答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 関連でございますが、官沢・余所内線の宝木地内の林道工事で実施しました丁字路につきまして、余りにも勾配が急なものですから、一時停止して左右を確認して発進するというようなことがなかなか冬期間等では滑ってしまって、酒垂宝木線のほうに突出してしまうような事例も多々見受けられますので、あわせてこの接続点につきまして、できれば計画的に改良をお願いしたいと思っておりますが、村長のご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま再質問の宝木地内の丁字路の林道と村道の交差点についていいですか、その取りつけの勾配につきましては、過日の地域懇談会の中でも、区長さんとまた、西山区の方々から改良の要望が出ております。実際私も何度もあそこを見ましたが、間

違いなく頂上付近から宝木地内に望んだときのあの勾配が非常に落差がありまして、冬期間とまれないということになるような取りつけになっております。

今後、また大きく勾配を下げるには、頂上付近から路盤を下げていかななくてはならないという大工事になってしまうと思いますが、現状をもう一度勘案の上、一時停止ができるような勾配の解消、また路面の処理といいますか、そういったものもあるのかどうか精査しながら、安全で、一旦停止した車が林道のほうに、酒垂方面のほうに通過する車との接触を防げるような対策を講じてまいりたいと思っております。

なかなか施工するまでにはちょっと時間かかるかもしれませんが、お受けをしまして、現状のほうを調査しながら今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 村では、村道の総延長が相当の距離数になると思われませんが、今後おむね村道については舗装工事が完了して、一部、唐露地区まだできていない面もありますが、随時そういった計画的にやっけていかないと財政的にもなかなか厳しい面がありますので、長期的な視野に立って、やはり道路の改良計画等についても長期スパンでご計画して、村民が安心して通勤、通学あるいは生活できるように、そういった長期計画も立てて、予算措置等も講じていただきたいと思えます。

以上、2 番目については、そういったことで要望しておきたいと思えますので、あわせてご検討いただきたいと思えます。

3 番目の質問に入りまして、環境整備公社の設立についてということで、特に、最近、耕作放棄地の拡大、それから鳥獣被害の発生、高齢化、勤務形態の多様化に伴い、集落道や河川の管理が整備されていないのが現状であります。

今後、気象変動によっては、災害が多数発生すると思われれます。これらのことを鑑み、その対応策としては環境保全、保護のために環境整備公社を設立してはどうかと思えますが、村長の考えをお伺いいたします。

また、設立することにより雇用の確保にもつながると思われれますが、村長の所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1 番、関根浩治議員の3 つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

議員おただしのとおり、本村の人口減少と高齢化率の高まりにより、年々、農業従事者が減少し、耕作放棄地の増加や、山林への手入れが行き届いていないのが現状であります。村では、それらの現状を踏まえ、中山間地域等直接支払制度を活用して、農地の荒廃を防ぎ、集落間の共同作業を通じて集落環境の保全などの諸活動に対し支援をしてきたところであります。

しかし、今後も、村民の高齢化がさらに進むことも想定され、中山間地域等直接支払制度の事業区域からの離脱や、集落の共同作業への参加の難しい高齢者もふえ続け、集落機能の維持が大きく失われると危惧されるところであります。

平成28年度に策定されました人口ビジョン総合戦略の13のプロジェクトの一つとして、環境公社設立による農村環境維持プロジェクトを掲げております。この環境公社は、農作業支援と環境維持、生活支援ニーズを束ね、雇用の創出を目的として、農村集落の環境保全や地元住民の雇用創出にも一躍を担う公社として期待され、設立に向けての準備に早急に着手する必要があります。

また、鮫川村中心地域活性化協議会において、現在検討を重ねている、仮称でありますけれども、むらづくり会社、この会社の設立の内容を精査して、新会社との整合性、設立時の資本金及び事業運営にかかわる財源の確保、さらには村シルバーセンターとのかかわりにつきまして関係者と協議をしながら環境公社設立に向けての準備、検討を重ねてまいります。

以上、1番、関根浩治議員の3つ目のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） それでは、そういったことで、環境整備公社の設立を検討しているということでございます。そう伺っておきたいと思えます。

それから、次年度、中山間直接支払制度につきまして、第4期が今回終了して5期目ということになると思うんですが、次年度以降5年間継続するということになりますが、なかなか農家の形態も、かなり当初の計画からすると変わってきておりますので、継続するのはやや難しいというような部落等でもそういった話も多々聞いておりますので、これらについてやはりもう少し高齢者でも作業のほうを何とかできても、あるいは経理とかそういった書類の提出等については担当課なり部落担当制みたいなものをお願いして、少しでもそういった環境の保全、あるいは集落機能の維持ということも考えて、やはり職員1人、部落担当制をしいて、お手伝いをしながら、長い、やはり1億円からの交付金でございますので、村で1億円を差し上げるということはなかなか財政的にも容易じゃないので、そういったお手伝い

組織もあわせてご検討いただいて、こういった環境問題、生活安全・安心、豊かで実り豊かな農村環境をつくるためにお骨折りいただきたいと思います。

そういったことで、今後ともご検討いただきたいと思いますので、村長の所見をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの中山間直接支払金制度の継続というところでの、新しくまた取り組むに当たって、協定間の集落間の中から、なかなか参加ができないという集落、また、その協定間の中から離脱をするという会員さんが出ているということも年々ふえてきております。

今、ご提案のとおり、なかなか提出書類も、なればできるということもあるかもしれませんが、制作してお金を預かって、そして提出するまでの至るまでの事務的な作業が大変重荷になっているという話も聞きます。ご提案のとおり、今後また新たに協定間の募集をするに当たって、なかなか難しいという集落につきましては、職員の担当制、そして書類作成のお手伝い、ただし、交付金ですから約1億円以上のお金が集落間に入ってきて、それを会計しなくてはならないという問題がありますから、それはやはり個人それから集落の中に落ちるお金ですから、簡単な書類といえますか、申請すればいいという問題ではなくて、使途を、使った用途ですね、きちんと明白にしながら検証しながらの交付ということになっておりますので、そういったところの事務軽減を鑑みて、そういった取り組みが難しいという集落におきましては担当制、これを導入していきたいと思っております。

また、さきの地域懇談会の中にでも、組の中から、村民の中から、大字区の担当者職員を充ててはどうかというご提案もいただいています。ですから、大字になるのか集落になるのかですが、特に若手の職員さん、今、中堅等、一生懸命やっていますので、そういった集落間にできるだけ参加して、顔も覚えてもらって、そして村民に役に立つ職員教育の、そういったことも考えて、職員担当制、これもつけながら、新しい中山間地域等直接支払制度の加入促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういったことで、村が環境がよくなって、今後ますます鮫川に住んでよかったと言えるような村づくりに邁進していただきたいと思います。

4つ目の質問に入りたいと思います。

基幹産業の畜産振興と農業、林業、商工業の重要施策方針についてお伺いしたいと思います。

村の基幹産業として、畜産経営農家は希望を持って営農継続をしておりますが、高齢化等で今後減少が危惧されますが、畜産振興施策の考えについてお伺いします。

また、農業、林業、商工業等の重要施策についてもあわせてお伺いしたいと思いますので、村長のご答弁をよろしくお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の4つ目のご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

本村の基幹産業である畜産業は、近年売上高も安定しており、村の経済を大きく担っております。そんな県内でも上位を誇る法人経営による乳牛多頭飼育、さらに肉用牛繁殖経営は村の産業の基盤を大きく支えております。県内でも模範となるべくモデル的な経営をされております。

また、さきの和牛繁殖飼養管理技術向上を目指す共進会におきまして、当東白川郡はもとより、福島県のJAグループ和牛育成管理共進会においても数々の上位入賞を誇り、本宮市場では120万を超える高値で取引されるなど、「繁殖牛は鮫川村にあり」との評価が高く知れ渡ったところでもあります。

今後、懸念される畜産農家の高齢化への対応策ではありますが、現在、アンケート中であり、肉用牛飼養管理ヘルパー制度の導入、担い手育成の支援、畜産女子の体験公募、共同集約経営の推進等を視野に入れた方策を関係機関や畜産農家の皆さんと協議の上、検討してまいります。

また、国・県の経営安定基盤や担い手育成事業への情報収集を行い、JAとの連携を図りながら、有利な制度を活用し、畜産の振興策を講じてまいりたいと考えております。

次に、農林業の振興について答弁をいたします。

農業振興の基盤となる農地が持つ多面的機能を生かすために、第5期中山間地域等直接支払制度への取り組みの推進、多面的機能交付金事業への参加誘導が大きな柱となります。中山間地域と平たん地域との所得格差を補填するために、制度により集落ぐるみで農地や河川を守る集落活動の醸成と地域コミュニティの維持、さらには共助による農村景観の保全が重要であります。

また、一度農地として機能を失ってしまうと、再び農地としての地力回復のためには数年の時間が費やされてしまいます。地域の担い手となる農家への農地の集約化、農作業受託作業を行う農家への支援策も必要とされております。

また、高齢者による大豆の生産振興、新規就農者担い手育成の支援、農林業体験制度による若者等の農業就農支援、年間を通じた野菜等の生産振興と新規作物導入など、数多くの振興策を検討し推進していきます。

林業の振興につきましては、ふくしま森林再生事業の実施、森林環境譲与税による森林経営管理制度を活用した森林経営の効率化と森林管理の適正化を図りながら、木材の生産を高め、国土保全、水源涵養、地球温暖化の防止などの多面的機能の維持に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、本定例会で提案しております中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、商工会などの中小企業団体と連携を図りながら、中小企業者等の経営基盤の強化、事業継承、創業支援、人材育成及び雇用の促進などの施策を進めてまいります。

さらには、村内の各商店、「村民の店すまいる」や「手・まめ・館」などにおいて、村民による買え支え運動を推進し、地域商店の振興と村内での経済循環を強化すべきと考えております。

以上、1番、関根浩治議員の4つの質問への答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 次年度以降の重要施策の内容について、今ご答弁をいただいたわけなんですけど、畜産振興施策の中で、村の高齢者や優良牛の貸し付け事業等があるわけですが、近年、価格が高騰のために50万円というような予算規模ではなかなか買えないということで、ここ二、三年、導入希望がないというようなお話を伺っておりますが、やはり飼育規模の条件も以前は少数ということでありまして、大規模、10トン以上になると該当にならないというようなこともありましたけど、そういったことでなくて、やはり意欲を持って畜産経営に取り組まれている方については上限を設けなくて、いいものをやはり村内に残す、あるいは導入するというような観点から、もっと予算額も増額していただきたいと思っておりますし、また、新たな方策としてゲノム育種というような数字的な育種を行って、もっとよりよいまみ成分とかオレイン酸とかそういう表現になるんですけど、そういった数字で見てわかるような育種の活用についても予算等もとっていただいて、そういった新しい、鮫川に行けばおいしいうまみが出る素牛が買えるというような、そういうような評判にでもなれば一助かなと思っておりますので、あわせてそういったことも今後ご検討いただきたいと思っております。

また、多面的とか、それから中山間等につきましては、担当制というようなお話もお伺いしましたが、そういったことでできるだけやはり村民が安心して取り組めるような形でご協力いただければ、もっと本当に、県道筋、あるいは国道筋で荒れた農地が目立つようになってきていますので、そういったことの解消についてもあわせてご検討いただきたいと思えます。そういったことでよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、それらについて村長の所見をお伺ひしたいのでございますが、よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在、市場の子牛の価格が安定しておりまして、特に、繁殖牛の農家の皆様方は非常に意欲をお持ちになられて、今度また牛舎を増設するという、そのような農地転用と申しますか、そういった申請もあるようでありますから、非常に価格の安定している今の時期にやらなくてはならない施策はあると思えます。これ本当に価格が暴落したり、輸入等によって子牛の価格が本当に下落するということになっては、なかなか施策を立てたのでは遅いと思っておりますから、今、非常に安定しているときの、その優良牛の導入の補助金上限をもっと上げてもらえないか、規制緩和をしてもらえないかというご提案でありますので、この点は、繁殖をされているちょうど中間の規模の方々からも以前から要望がありました。今後また検討しまして、今、価格が安定しているうちにやらなければならない施策を今後また検討して、支援の施策を検討してまいりたいと思えます。

また、生産者が高齢化しているので、担い手育成も含めて、そしてまた、高齢化してどうしても経営が難しいといった場合の集落営農、これも先般、実はJAの組合長、担当の方々とも直接こちらから出向いて、ご相談をしたところであります。JAとしても支援策を講じたい、あと今手元に県の支援策の資料もいただいておりますから、これとあわせて村の特化した「鮫川村の繁殖牛、鮫川村にあり」という名が知れ渡っておりますので、継続して支援策を講じていくように検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 農林業の振興ということで、畜産関係については先ほど村長から答弁がありましたように、ヘルパー制度とも、私も役員という立場で参加しており、来年の春に発足を受けて現在準備中でございますので、ぜひやはり高齢者が安心して繁殖経営が続けられるように、そういった形でご協力していきたいと思っております。

以上、重要施策等についてお伺ひいたしましたので、これらについて十分参酌していただ

いて、次年度以降の事業計画に反映していただきたいと思います。

以上、私の質問を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今回の定例議会一般質問、災害復興についてを、まず1点、村長に答弁を求めようと思います。

1つ目として、激甚災害認定件数の把握と復興作業の進捗状況について伺う。

2、単独補助事業の件数（農地を含む関係施設）と申請の内容について伺う。

3、来春作付可能に向けた対応と取り組みについて伺う。

4、災害補助申請支援指導をすべきと思うが、状況についてお伺いします。

以上、この質問、先ほど1番議員と重複いたします。1番議員、詳細に質問をされましてある程度内容等十分認識しておりますが、重複される部分は割愛しても結構でありますので、村長の簡明なる答弁を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1つ目のご質問に対してお答えをいたします。

前田議員、1番議員と重複するというご意見をいただきましたけれども、重複するという事は本当に大事な案件ですから、事細かく答弁をさせていただきたいと思っております。

それでは、ことしの10月の台風第19号並びにその後の豪雨は、村内各所に約300の被災した箇所が発生し、ここ数年では例のない甚大な被害をもたらしました。村では激甚災害による指定を受け、国庫補助金による公共土木施設及び農業施設等災害復旧事業の実施、また村単独事業での住宅背後地等災害対策支援事業、被災者住宅再建支援事業並びに農地等小規模災害復旧支援事業で災害復旧対策を支援いたします。

1つ目の激甚災害認定件数の把握と復興作業の進捗状況についてであります。国庫補助による災害復旧事業の内容につきましては、1番、関根浩治議員の答弁と重複するので省略させていただきます。

2つ目の単独補助事業の件数と申請の内容であります。村単独で行う3つの事業につき

ましては、11月25日から29日の間に相談受け付けを実施をいたしました。11月29日現在の相談及び申請件数の状況であります。住宅背後地等災害対策支援事業に30件の相談がありました。補助事業に該当する見込みの25件、そのうち14件の申請を受理いたしました。被災者住宅再建支援事業に6件の相談があり、そのうち1件について申請を受け付けております。農地等小規模災害復旧支援事業については69件の相談があり、そのうち27件について申請書の提出があり受理をいたしました。

自力施工や業者による復旧工事が完成したものについても、写真や領収書等の書類が整備できれば、補助対象の事業として受け付けております。そのほか、業者への見積もり依頼、工法検討を進めるために、今後申請されるのも多数あると思われまますので、件数については増加するものと考えております。

3つ目の来春作付可能に向けた対応と取り組みについてですが、村が工事を行う場合、現場の確認、測量設計、費用積算及び入札執行までに数カ月を要します。今回は10月に発生した災害であるため、被害額の大きい災害復旧事業につきましては、国庫補助に基づく災害査定簡素化などが行われております。

また、災害復旧事業に該当しない事業においては、災害復旧事業優先に対応する地域整備課では対処できないため、庁内の横断的な体制として、農林商工課が事務に当たることといたしました。本当に、庁内間で連携をとって手分けをするということで今事務的な作業を進めております。

今回の補助制度では自力施工による復旧工事、地域の共同作業、重機等の所有者または操作ができる方が行う復旧工事など、迅速かつ効果的に復旧工事に助成できるように制度を構築してまいります。

4つ目の、災害補助申請支援指導をすべきと思うがということにつきましては、農林商工課において、農家の方々への相談の受け付け、被災写真の提供、申請書類の作成支援など行っておりますが、自己負担が発生する事業でありますので、被災した農地所有者に対して、申請の勧奨を行ってはおきませんので、申請してくださいということはやっていません。これはやっぱり見ていただいて、村民の方が自主的にやっぱり申請していただくということを基本としております。

今後、申請を検討をされている農家の方々がおりましたら、2月末までに相談や申請の受け付けもできますので、議員さんからもお声がけいただければと思っております。

以上、9番、前田武久議員の1つ目のご質問への答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今回の災害、ほとんど農地、公共災害の場合は、国の補助金申請でもって負担軽減されるということでありまして、これは行政単位でもってやれることでもあります。しかしながら、先ほど1番議員が申されましたように、今回問題になっているのは小規模災害、それへの対応ですね。

実際、村で2万円から40万円未満というようなことで、限度額20万円というような形でもって申請受け付けをされていると。そして、先ほど村長が答弁されましたように、四十数件の方が、まだ受け付けしたにもかかわらずちゅうちょしておると、ちゅうちょというか、多分現場の状況把握とか、それから申請ですね、先ほど、事務の申請支援をすべきだというような、これは村長は、あくまでも被災者が自主的に申請するのは当たり前でありまして、勝手に村で2分の1くれるから、じゃこうしろああしろというようなことは、これは村当局でもできないことではありますが、やはり被災者の方々、なかなかその書類申請、書類作成というのは、これは容易でないですよ。もうきちんとした着工前の写真とか、中間の写真とか、領収書とか、それから見積書とか、そういった作成というのは、ましてや2月いっぱいということで申請可能であります、それらに対応できないのが、恐らく村長も想像つくかと思いますが、これは、専門職、役場職員の方々ならば、これはなれたものであります。

そういった点からも、これはやはりもう2月といたって、もう1月も間もなくですから、正月やって何かしているうちに、その間いろんな自分の職業がてらなかなかそういう書類作成なんていうのはできないんですよ。

だから相談に来た場合には、率先してその事情をよく聞いて把握して、その手続をしてやるのが一番、行政の支援策じゃないか、村民のための職員の人たちの働きがいがあるんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、早急にそのような指導をされるべきだと思うんですよ。真っ先に、この42件の方が残っているわけですね、受け付けされて申請まだできない方ね。そのほかにこれからふえるということでありまして、恐らく五十数件以上になると思います。それが1点ですね。

それと、小規模災害に対応する国の、先ほど言ったように、13万円以上、40万円未満のそういう起債事業があるわけですね。そうすると、さきの答弁をちょっと聞いてみると、村長は、正式な測量、設計、入札、そういう手続を踏んでいくというと、かなりの金額になると、その負担は大変であるというようなお話をされたように聞いておりましたが、ほとんどこれは起債事業というのは、農家の負担額が1%ぐらいですね、99%は国、それから地方公共団

体が10%、その1割、0.1%ですね、負担額が。そうすると、決して負担増加にはならないと思うんですよね。これは税金はいっぱい使われるかもしれないけれども、農家負担というのは軽減されるはずですよ。

それと、工期の問題ですね。工期は多分そのような事業を取り入れていくことになると、恐らく、かなりの事務事業期間を要するわけですね。その要する期間等をいろいろ鑑みますと、来春の耕作期には間に合わない、これはもう明らかであります。

しかしながら、農家では決して来春の耕作なんてかんで作付できないものに対しては、それなりの対応を考えるべきであるはずですし、しっかりした工事完了をやっぱり望んでいるはずですよ。

自分で直す場合には、さっき言ったように2分の1。実際、私もちょっと被災者から依頼されて見積もり等やっていますけれども、ちょっとした陥没された、決壊された箇所であっても、二、三万円はかかるんですよ、重機搬入したり、掘削したり、それを埋め戻したり、まして土砂がなければ、土砂の搬入とかなんかでもって、車の経費、それから重機の経費、それから作業人夫というようなことになってくると、最低2万円以上はどんなことしたってかかりますよね。

そうした経費というのは、それを積み重ねていくと、大体1カ所の被災場所であっても、その隣り合わせた陣地にやっぱりそういう災害箇所ができて、そういう箇所が数カ所あると。それで、先ほどやっぱり質問にあったように、100メートル以内、150メートル以内でもって3カ所あわせて40万円以上になれば公共災害で認められると。そうなる箇所が、残された42カ所の中でないとも限らないと思うんですよね。

これはやっぱり村で、農林商工課、地域整備課、これはある程度精査して、できるものは公共災害でできるような形。どうしても農家が来年作付けしなくちゃだめだというものを除いて、いや大丈夫ですよ、しっかり直していただいて、そしてなるべく負担軽減されれば、それでいいですよというような、そういう被災者がかなりいると思うんですよね。そういう状況も把握できないはずはないと思うんですよね。

それと、先ほど農林課長かな、答弁あったけれども、そういうふうな手続を踏んでいくのには、期間があって間に合わないというような答弁されていたと思うんですけれども、その激甚災害、今回の、恐らく国では15号台風から19号、21号までの台風を恐らく激甚指定にしているはずですよ。そうすると15号台風というのは7月ころ来た台風ですよ。これは関東、千葉、あの辺も全部今度の激甚災害指定に入っているはずですよ。そうすると、うちの

ほう、福島県に来たのは、19号が10月12日ですね。そうすると災害指定申請期間というのは、いつまでなのか、何カ月あるのか、そこら辺がちゃんときちんと承知しているはずと思うんですし、国からの通達、被災、それから災害の通達はどのような内容になっているのか。その正確な状況をちょっと答弁していただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、激甚指定の通達の時期につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

その前に、議員、再質問でおただしの、要するに小規模災害の扱いであります。

先ほど、1番議員の関根浩治議員のほうにもご答弁はさせていただきましたが、今回、40万円以下の小規模の災害は、通常ですと補助対象にならないということで置き去りにされてきたわけでありましたが、今回、激甚災害指定を受けて、13万円から40万円までの間の小規模の災害に対しても、起債を起ししながらも村の発注ということで申請をできるという有利な通達がきております。

内部的にも何度もこの件につきましては、協議を重ねてまいりました。一つは、重複しますけれども、まず現地を測量して、そして設計をして、発注をする、入札をかけるという、その作業が、災害査定を受けた箇所ですね、河川、道路、それから農地災害も含めた箇所が、その小規模災害以外にもあった中で、果たして発注の期間と施工の工事まで間に合うのかということと、それと12月半ばには、その起債の額を調査して、国のほうに申し出をしなくてはならない作業が生じてきました。

今回、小規模災害で募集をかけまして、11月末まででどのくらいの件数があるのかということ把握した上でないとその数字はつかめないということもありまして、期間を入れて小規模災害の申請を受け付けたわけでありましたが、議員おただしのとおり、申請はしても、まだ該当になるかならないか、被災者は本当にその40万円以内なのか、それ以上の災害なのかということは現地の方は、受益者はわからないわけなんです。

今、懸命にその作業をしている途中であって、それを精査しないと、ご指摘のとおりなんですよ、起債、有利なお金をいただいて、村から出すお金を本当に少なくして、受益者も本当に数%でやりたいんですよ、これは。ですけれども、そういった作業が重なると、申請に間に合わないということで、今回その小規模災害に対しての、前ご提案をさせていただいた50%ということではいしました。

しかし、ここで1番議員、そしてただいまの9番議員、また区長会の会長、副会長からも

要請を受けております。その補助を受けられた方々は、40万円以上の方は非常にいいですよ。それ以外の方で起債を受けないとすると、半分負担しなきゃなんねとなると、格差が生じっぺと、これは不公平だっぺということも何度も言われております。皆さんの中からも意見が出ました。

あと、農業委員会の中からも、これはやっぱり村に要望をして、何とか負担軽減をしてもらうようにしようという、そのような打ち合わせもされているとお聞きしました。

ここで、先ほど、答弁は、埴町が8割と、個人負担2割としましたが、村にも限りある財源でありますから、国の工期的なもの、それから公共工事で設計すると費用が直工に対して倍以上になってしまうんですよ。そういった、どの辺が村の財源負担をなくして、そして受益者の負担を軽減すると、先ほど答弁しましたけれども、どうしたらいいかということを経験した場合に、今、受益者負担20%ということでこれから話を進めたいと思っています。

ただし、補正予算を組まなきゃなりませんから、きょう、今回の補正予算では間に合いません。件数がまだつかめませんから。ですから、年内中に、補正予算の臨時議会を開いて、その50%から20%までに個人負担を軽減する策の金額、これを把握して、できるだけ農家の方々に負担が少なくするような施策を講じたいと今考えておりますし、これは皆様方からの本当に農家の皆さんを救済する熱い要望でありますから、村としてもその辺のところの部分でスピードアップをする。そしてまた村としても財調を崩してでも、今のところ約1,000万円弱の補助の受け付けがされております。

ですから、今度は受益者負担が20%ですよということで広報することによって、それが倍になる可能性だってあり得るわけですけども、それはやっぱり小規模災害を救済する一つの施策として講じていきたいと思いますが、そういった方策を考えておりますので、ご理解いただきながら、またこれが正式に補正予算が組まれて承認されるとするならば、早急に広報して、受益者の方々は負担率が高くなるについてはもう全然やりませんと、50%ではもう20万円かかるところを10万円かけても、これやんないという人が今、多分申し込みをちゅうちょしているところだと思います。

そのところを、議会の皆様からの要望、また区長会長からの要望、これから来るであろう農業委員会の要望も受けまして、村が30%増額負担し救済したいと今考えに思い立っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 災害報告の申請期限ということですが、公共土木災につきま

しては、災害発生後1週間以内です。農地災につきましては、若干1週間、2週間余裕見て、災害発生後3週間以内までに最終報告。最終報告は件数と金額を報告します。

ことしの場合は、台風19号の後に、毎週のように豪雨が2週ほど続きまして、若干報告が1週間ずつぐらいおこなっています。

災害査定は、災害発生後できるだけ早く査定をすることになっていまして、今年度の場合は、10月の災害に対しまして、査定は一応12月の第1週から始まっています。福島県の件数が多いものですから、ことしは1月いっぱいまで毎週、査定が福島県に入ります。

鮫川村の予定としましては、公共土木災につきましては、先ほども村長のほうから申し上げましたが、27件ありまして、25件が査定官の朱入れが終わっております。事業費が確定しております。2件につきましては、申請内容にちょっと不備がありまして、もう一度、現場を確認し、再度1月に申請することになっております。

農地災は、今週の月曜日から始まりまして、月曜日に8件、火曜日に8件、火曜日の午後に月曜日分の朱入れを査定官に行きまして事業費は確定されております。その後につきましては、できるだけ早目に実施設計を組みまして、早期に発注できるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） それでは、農地等小規模災害補助のほうなんですけれども、まず、制度を一番最初に考えたときは、最低額10万円以上というふうな補助で検討はしていましたが、2分の1補助にした場合、ただ、自力施工とか頼んでやった場合、10万円以上になるまで、まず事業費を積み上げていった場合、最低基準を下げたほうがいいだろうということで、個人の補助を受けるのが1万円を目安にということで2万円以上の事業として今現在進めているところです。

あと、起債事業で行います、農地等小災害復旧事業の場合ですが、今現在、村の分担金条例というのが定めてありまして、補助事業ないし非補助事業で災害復旧を行った場合、算定基礎額の100分の50を農家が負担するということになっておりますので、起債事業で行った場合も、今の現状では農家が50%負担しなきゃいけないというふうな条例となっております。

そういう部分で、起債事業を行った場合の農家負担の軽減もあわせて検討してきたところですが、先ほど村長も申し上げたとおり、12月が起債の申請期限であるという部分で、見切り発車で起債を申請して、実際起債を借りるためには事業費で約1,200万円、起債額、申請

額が800万円以上というふうな、起債を借り入れるための最低額がありますので、そこがクリアできない場合は起債を借りないと判断したときに、起債を申請したものを取り下げるといふことの手続というのが困難になるということで、今回は起債事業を行わないというふうな判断に至ったわけです。

なお、書類の作成の手続のお手伝いということですが、農家の方が窓口に来て相談に来た場合は、まずは場所の確定や、写真が農林商工課で撮ってある場合は、そちらを書類に添付しております。

また、建設業者や、重機操作できる方に頼むというような話の場合は、まずは見積もりをとってきてくださいとか、そういうふうな相談受け付けをしているために、先ほどの件数の差が出てきております。

今現在、申請受け付けをしている件数ですが、92件となっております、今週交付決定する見込みの金額が66件の970万円くらいの補助交付決定をする見込みというふうな今のところ進めております。

そういう部分で、なるべく早く農家の農地復旧をするためにというふうな形で事業を進めておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その、今回、激甚災害でもって、そういうものでも、本県の場合は12月いっぱい申請期限というふうな定められているわけだ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その申請期限はもっと半ばだと聞いておりましたが、定められているようであります。日にちは担当課長のほうから説明します。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 災害が起きた場合、まず初めに災害報告を国のほうに行います。国のほうに件数と金額を報告します。災害査定といいますのは、査定官と財務省のほうの立会官の2人が来まして、その場で事業費を確定してくれることになっております、査定によって。査定が通れば、その事業費は補助対象になるということです。

査定で申請します。査定に申請するのは、災害発生後1週間ないし2週間以内に報告した場所を、その場で査定官に申請することになっております。ですので、報告した時点の件数と金額以上は、査定を受けることはできないというふうになっております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ちょっと、言うことはわかるんですけども、1週間以内、今言っているのが査定を受けてから1週間以内に申請をします。

今、その件数と金額を一応報告して、そして査定を受けるんでしょう。査定を受けてから1週間以内に申請をします、ではないの。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 査定の時点で、事業費を申請、その場で事業費を確定してくれるのが査定。

○9番（前田武久君） そうするとそれで決まって、提出した金額以上は認められないと。

それから、その被害の規模も認められないということですね。

○地域整備課長（鈴木守弘君） そうです。

○9番（前田武久君） そうすると、その事務処理は村では間に合わないということですね。

これからやろうとしてもできないということですね。

○地域整備課長（鈴木守弘君） これからはできません。

○9番（前田武久君） そうすると、何のためにこういうその起債制度があるんだか全然わからなくなるわね。それで、恐らく、さっきも言いましたように、関東と東北が一緒になったこの激甚災害なんですよ。だから、先ほど、どういう内容で、どの辺までの範囲内でもって激甚災害指定区域というのを決めたかということも答弁もらいたかったんですけども、福島県だけではないんですよ、今回のその激甚指定、期間とかなんかも含めて。

その辺は、これはもっとも、鮫川地方公共団体が国に直接言ったって通るような話じゃないけれども、これはやっぱり県とか国会議員とか、そういう人たちのよくやっぱり意見も頂戴すべきだよ。

そして、ただ単にそういう決まりがそうになっているからそれであきらめるというようなことでは。まだ9月、10月ですよ、2カ月ですよ、鮫川村が被害を受けているのは。2カ月以内に1%の負担をするか、それから50%の負担をするか、大変な、これ公平さを欠く問題であって、余りにも不公平なやり方だと思うんですよ。そういうことはやっぱり県、それから国に問い詰めるべきだと思うんですよ。それが行政の役割じゃないですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今回の起債利用をしなかったと、その理由については先ほど答弁したとおりであります。まさしく、やっぱり国の、ここまでの東北一円、関東から一円の激甚災害を指定した手厚い災害復旧の補助金を充当するという施策、皆さんもお手元に資料ある方もいらっしゃるんですけども、広く報道されました。これを使わない手はないと思います。

先ほども何遍も申し上げますとおり、どのような形が村としていいのか、それからまた被災を受けた方々に寄り添った施策なのかということは何度も会議を重ねてまいりました。3つの方策を組み立てたという、全員協議会でご説明をしたとおりのままであれば、どちらの要綱も50%基本的な受益者負担ということになりました。

それで、激甚指定を受けて有利な補助金をいただきながら、そのかわり起債を起さなくてはならないと、交付税に上乘せしてくるという有利な方法をとれば、受益者の負担が軽減されるということも執行側とすれば十分承知の上で協議を重ねてまいりました。

ただし、その起債を受けるためには、どのぐらいの規模なのか、そして何件あるのかということ、先ほど農林商工課長、星課長のほうから説明あったとおり、想定額を見切り発車で申請ができないということで、10月激甚災害指定は12月29日に決定されているようですが、その後で今度は、被害総額の起債はどこまで充当するのかという申請を12月半ばまでに出さなくてはならないと。8日か9日と聞いておりましたが、それに一体把握して間に合うのかという問題が一つ大きな問題がありました。

もう一つは、先ほど何遍も答弁していますとおり、起債を起す工事発注となると、公共工事として発注しなくてはならない。それから、約60カ所、70カ所の現場を測量して、図面を起こして、設計書をつくって、そして、正式に村が発注するというので入札にかけなくてはならないと、これは当たり前の話なんですけれども、一番懸念するのは、公共工事として発注した場合に、議員ご承知のとおり、諸経費率というのがありまして、直工に対してその諸経費率比率がかさんでくるわけなんですよ。

ですから、最大120%ぐらいまで諸経費率がかさむということになると、正式な工事の金額が倍増にはね上がってしまうと。それとまた時間がかかるということもあって、災害指定を受ける橋、河川、道路、農地、大きな災害4,000万円、3,000万円クラスの被害が何カ所もありますから、そういった大型工事が全くないがままに、今回の被災を受ける約100カ所近い小規模災害だけがあるのであれば対処できるんですが、なかなかこれはまず測量屋さんが間に合わない。それと、工事屋さんも全く間に合わないであろうという予測をしました。それとあと、工期内には全く間に合わない。村の中、村の以外の方々も、県工事も受けておられるようでありますから、全く工期内には無理だということもあって、そういったことを鑑み今回の起債充当の手を挙げるといことはあきらめたということで、そのかわり先ほど言ったように、50%のものをもっとこう軽減できないかというのは、実はこれ私の考えでないですよ、職員なんです、職員。

職員が、はっきり申しますよ、さっき飯食っているところに来て、村長、これ何とかしてくんねかいと、議会でも、そして区長様、農業委員会からもこのような要望上がっていて、村長、50%なんて言ってないで、埒並みにやってくれないかと。はっきり申しますと、課長たちがお昼休みに来てくれました。

ですから、それで、多分、前田議員、同じ等々の質問があると予測しまして、わかったと、これは全くそのとおりです、私、うそ言いませんからね。だから、補正予算組んでも500万円から1,000万円余計に、またそれ以上はね上がるかもしれませんから。

ですから、50%負担するならば、さっき言ったように、やらないって、申請しないよと言う人も、今いるということもかなり予測されますから、起債を起こさない限り、本当は数%で済むところを、それをなかなかさまざまな条件があってできなかったということもあって、これは受益者には本当に歩み寄って、じゃ20万円のところの20%だったら4万円ですから、このぐらいだったら20万円以上、40万円以内の工事も何とか完了してもらえるのではないかとということで決断をしたわけであります。

ですから、村としても本当に事務的な手続を怠ったわけでもございません。ただ、今回のように、本当に農家の方々がどこに頼んでいいかわからないし、今なんか業者さんに頼んでも無理だからということだそうです。

ですから、自力施工するか、とにかく村の中で、農家の人でバックホーを持っている人は貸してくれないかと、お互いにこうやって、あとリースの機械もどんどんとなくなっているようでありますから、できるんならばやっぱり早くこの20%負担を広報しながらも、臨時議会を開いて、皆様の承認を得て、そして村民の方々に寄り添うような施策に転じていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長の答弁、理解できなくもないのであります。

これ、私と1番議員が言っている問題じゃない、これ、全議員がもう私以上に勉強して、おめえ、一般質問で災害関係のことやるんだから、こういう資料持ってきたから見て、務めてくれよというような。私、責任感も感じ、1番議員も一生懸命やって、村の姿勢をきちんと正さなくちゃならないということでやっているわけでありまして、本当に大事、今度の、あさってですか、一応提案されているその起債が1億2,000万円だけか。そうすると災害の事業費が合わせて5億円ぐらいありますね。それではまるっきり足りないということです。

ね、臨時議会を開いて補正を組むということは。それは、いたし方ないというふうに私も考えておりますけれども、どうしてもその起債支援はできないとすれば、これは、じゃ、さっき村長が答弁されたような事業しかないというふうに。

ただ、私、反省したいのは、前回の全員協議会、その負担、小規模でもって2分の1の助成の、あの内容をよく問いたださなかったことが私は今反省しているんですけれども、同じ2分の1事業でも自立復旧、自己復旧かい、それらからまたその2分の1のあれを比較すると大変なまた不公平があるわけなんだわね。機械代の消耗費も何も見ない、重機を使えばキャタは減る、部品は減る、故障はする、それから燃料代しか見ていないけれども、オイルだって消耗するわね。そいつはいくら自分でやったって、自分の職業を休んでまで、自力作業に従事すれば、これは会社に勤務されていれば、会社の給料だって減額されると。そういうのは一切見ないで本当に燃料代だけというような、ああいう要綱を本当に吟味していなかったんですけれども、あれに対しても相当の不満が、不満というか、これではやんないほうが良いというようなそういう住民の声が寄せられてきておりますんで、俺ら本当にうかつだったなというふうに反省しているわけなんですけれども。

今度の補正予算、それらに対してどのぐらいの上乗せになるんだかね、その臨時議会上の上乗せ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今回の上程している補正予算は、あくまでも災害で受ける、国から入るお金、出るお金を勘案した補正予算であります。今後、50%から20%に受益者負担を軽減した場合の金額であります。これを広報することによって、どのくらい申請が上がってくるのか予想つきませんが、今で、予算的にも約900万円、予算は1,000万円予定しておりますから、まだ1,000万円到達はしておりません。多分、予想することによると倍まではいかないと思いますが、500万円以上は補正を組まなくてはならないのかなと思っております。

大体、今ちゅうちよしている方々は、多分、半分負担するんではやっぱりやんない、やらなくたっていいと、多分そのようなお考えの村民が多いかと思いますが、今回50%から20%に軽減されましたという広報することによって、ああ、じゃ2割ならばしゃあねえなど、そのぐらいならば、あと村から8割出してもらえらるんだらば、知ってるところの建設会社とか、そういった業者さんに頼んでやるからというふうに申請をしてくる方が出てくるかと思えます。

でも、最大でも約1,000万円弱、倍ぐらいの村の補正を組まなくてはならないのかなという相談をしながら、今回軽減策を予想をしております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 当然、起債はいろいろ種類あって、それを起債を調達していると思うんですけども、今ちょっとあれなんですけれども、鮫川村土地改良区は解散されたんですか。まだ存在している。

〔「解散した」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） 解散しちゃったんでは利用できない。農林漁業金融公庫は、その融資などは、今回、投資公益あったって言ったね。ああいうものとか水路とか施設に対しての本当に丁寧な融資、国のお金なんですけれども、そういうものを利用できたはずだったんだけれども。じゃわかりました。

ある程度、500万円弱、1,000万円くらいまでならば、起債だって、そんなに有利な起債という選定は必要ないかなというふうに思うんですけども、今回1億2,000万円という起債は何のほうの起債を利用するのかね、どういう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 担当課長より答弁させます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○総務課長（鍋木重正君） 前田議員の質問にお答えいたしますけれども、今回の起債と申しますのは、今回の補正に計上されているものでしょうか。

○9番（前田武久君） はい。

○総務課長（鍋木重正君） これらの災害復旧事業債につきましては、今回、国の補助事業に該当しました公共土木施設災害復旧事業債に1億2,000万円、それと農林水産業施設災害復旧事業債が760万円で、合わせて1億2,760万円が今回の災害復旧事業での起債になります。

この起債とあわせて国の補助金を事業費に、財源に、補助事業に採択された公共土木施設債、それから農地等農業施設の災害復旧事業を行うということになっておりますので、先ほど来の台帳の中に出ています小規模災害復旧事業の分はこちらのほうには入っておりませんので、あくまでも補助事業での災害復旧事業債になります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 公共災害事業は、これはもう査定が大体2件程度で、ほとんど済んでいるということですが、そうすると、これは来年3月までには完全に復旧可能というようなことで見通しはついておるんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 工期は3月末だと思いますが、万が一、やっぱり延びるということも考えられますけれども、公共災害は工期は3月末だと思いますが、その詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 災害復旧工事の工期の件なんですけれども、現在査定の終了したものは、今、図面の精査と積算を行っております。準備ができ次第入札を行いたいと思います。入札に対しても、一応指名通知を出してから2週間なり3週間の時間置かなければなりませんので、発注するのは来年の1月中旬以降になってしまうのかと思われま

それから、工事費によって標準工期があるのですが、とりあえず1回は3月末で工期を切ります。金額の多いものは多分繰り越すようになると思うんですけれども、できるだけ作付前までには、こちら側の考えとしましては、終わらせていただきたいなどは思っていますが、あとは業者さんがどれだけ手配できるかというところにかかると思われます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これで、一応災害関係、終わりたいと思います。

次に、村道改良工事について。

村道唐露・葉貫線は、歴史ある主要道であるが、ほかの村道に比して改良整備がおくれ、現在も急坂、砂利道である。戸草から唐露、遠ヶ竜、または隣町の古殿に至る生活道でもあり、過去何度もただしており改良の必要性を重んじておられると思いますが、新村長の意向をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の2つ目の質問に対しましてお答えをいたします。

村道唐露・葉貫線は、大字赤坂東野字唐露地内の国有林を起点とし、同じく大字赤坂東野字葉貫を結ぶ総延長3,370メートル、幅員は3.5メートルの村道で、そのほとんどが国有林の中にあり、棚倉森林管理署が管理している唐露林道と併用協定を結んでいる村道であります。

現在の改良済み区間は、平成3年7月に陳情を受け、唐露地区の方の生活道として利用している県道勿来浅川線から約1,570メートルを平成4年から7年までの4年間で整備したものであります。

今後の舗装工事の着手の見通しについての質問ですが、未改良区間の終点の葉貫までの約1,800メートルは急勾配と急カーブが連続しており、現道のまま改良することは現実的ではありません。急勾配と急カーブを避けるためには、全体的に法線を変える必要があると考えられております。

この場合の事業費は、最低でも5億円程度かかるものと考えられます。先ほど答弁したとおり自主財源が少なく、財政的に決して裕福でない本村にとっては、国や県の補助事業に頼らなければなりません。国庫補助金ですが、交通量の少ない山間地の道路改良工事は費用対効果の要件でなかなか採択されないのが現状でございます。

陳情を受けてから、およそ30年経過するので、事業の必要性をもう一度皆さんと協議しながら、また地元の方の意見をお聞きしながら、どのような方法がよいのかを検討したいと考えております。厳しい財政状況で行う事業でございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

以上、9番、前田武久議員の2つ目の質問といたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 地元の声を聞きながらということですが、地元の方は当然これは以前から改良を望んでおるということで、問題は30年間のうちに村当局が、いくら併用道路であるにしてもこれは生活道路、これは本当に東野の外環道路ですよね。そういう道路で、先ほど道路問題で質問ありましたが、村内で砂利道が残っているというのは本当に数えるくらいですね。それも東野に偏っておると。隣り合わせた戸草から小名沢へ抜ける道路、あれも砂利道ですね。

それで、当然、今までの期間、何回も、これはこの通告にただしておるように、もう村当局には改良求めておると。それでその都度、これは善処して、それから経費がかかるとか、そういうふうな話でありましたが、今まで30年間、その事業推進策としてどのような対策をとられてきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 30年前に要望が上げられておったということで、まずは唐露の生活道と申しますか、まず唐露の方々の毎day生活をされている部分につきましては、1,570メー

ル、これ4年間かかったということでありますから、あと残りの1,800メートル、約2キロ弱の傾斜を、今後、私も16年間、議員で、そちらの立場で同僚議員のこの件につきましては、もう何十回も質問あるのを記憶しております。

30年間要望があつて、住んでいらっしゃる方々の分までは舗装されておりました。大雨のときに、同僚議員からもたびたび一般質問があつて、私も実際見に行きましたところ、舗装が途切れている先、あの先からの濁流といいますか、すごい水量があの一歩奥のお宅からの上手に集中しております。道路もわだちになって掘れます。水切りはところどころされているようでありまして、そういった不都合を集落の方々にはされているのと、今ご指摘の葉貫地区の方々があそこを通過して通勤されているということもよく存じ上げておりますので、5億円かかる大工事になるであろうということでありまして、法線を大きく変えて大型改良ができないまでも、例えば、大石草から戸草線のあの難所を現状のままほぼ舗装したというような経過もありますから、これは計画的に何年かかっても、国と、営林署の併用ということもありますから、協議をしながら、どうやってあの長期計画の中で改良を進めることができるかということは協議してまいりたいなと今思っております。

ただ、何年にどこまでということはお約束できないかもしれませんが、地元の方の声を聞くということですので、特にもうこれ出ておりますから、ですから勘案しながら、今後前向きに検討して、そして1,800メートル、5年、10年かかるのかはちょっとわかりませんが、長期的に考えて改良の見通しを立てられるように、営林署と協議をしながら進めていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長がかわったし、前の村長にも随分言っただけけれども、なかなかこれは実現はできなかったと。本当に新村長に期待しているんですね。それで、実は私、ちょっと前に、現場を見てきたんですよ。それで、台風19号の後だったものですから、きれいに路盤は整備されておりました。

ただ、今ではちょっと考えられない、本当によく私、登山に行きますけれども、山道に行くと道路横断するのにゴムが埋めてあるんですね、水切りですね。あの状態が大体30メートル置きぐらいに入っているんですね。今どきああいう道路は見られないですよ。本当に登山でも行かなければ見られない道路です。それが本当の生活道。

それで、ちょうど戸草側からおりてきたんですよけれども、ちょうど古殿から勤めの帰りの方に会いまして、どうですか、何だい、戸草の方はこっちを通るんですかと言ったら、いや、

これが俺らの通勤道路ですと。唐露の人ばかりじゃないよ、唐露の人、今3軒しかなくなっちゃったけれども、唐露の人らも、隣近所に行くのには戸草しかない。あと小名沢、遠ヶ竜まで集落ありますけれども、やはり勿来とか、それから、青生野に行くのにはあの道路が一番近い道路で、本当の生活道路ですよということをね。

「あんまり望んでねんだっばい、地元の人」って言ったら、「いやとんでもないです」と、これを何とかしてもらいたいと。私、地元なもので、地元議員があんまりはかでねえものだからね、もう30年も全然改良されない。それで、あの道路状況はそんなに悪くないですよ。急坂と云って、今道路を開設するのに9%勾配未満でもって開設すると思うんですけども、いくら人道でも。

ちょっと勾配わかりませんが、あれ、課長、何%の勾配なんですか、あれ。

課長は、やっぱり地域整備課長となれば、これは公用車を使って月に1回くらいは村内の道路を把握すべきだと思うんですよ。そのくらいの、皆さんの負託がかかっているんですよ、村民の負託が職員の方々に。決して、課長が公用車を使って村内一巡したからって誰も文句を言う人はないと思うんで、これから大いにそういう状況を把握してもらいたいんですよ。

それで、村長から前向きな姿勢があったんで、村長、これから4年間の任期がありますから、その誠意をこれからきちんと我々議員は期待していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

村長、改めてもう一回その決意を述べてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 生活基盤の整備というのは、行政にかけられた最大の目的、使命であります。中心地の活性化も大事です。しかしながら、山村地域の整備というのはそれ以上に考えなくてはならない要件だと思います。ですから、集落間のそういった生活基盤の整備を怠ることによって、村を後にする方々、これからどんどんとふえるようなことがないように、唐露・戸草線ばかりでなくて、また、未整備のそういった村道、それから集落間の支援策につきましては、計画的に皆さんとお話をして、また、どうやれば少ない限られた予算の中で住民の方々が要望する、望みがかなえることができるのかということ視点を置きまして、今後検討してまいりたいと、それが私の今、偽りのない心の中でございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 第7回議会定例会において、2点について質問させていただきます。

まず、1点目、人づくりの方向性についてお伺いいたします。

年々人口減少が進む中、村づくりは人づくりの村長の考えは大変共感できるものであります。人は人によって育ち、人によって村、地域は成るものであります。人を育てることにより村の振興を図れるものと考えます。

そこで、村長の目指すふるさと教育、キャリア教育への考え、具体策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の1つ目の質問に対しましてお答えをいたします。

長きにわたる本村の歴史は、郷土愛に満ちた先人各位により心熱くつながれて、今日に至っております。私は、若きしころ社会活動に参画したときより、「まちづくりは人づくり」、「地域づくりは足元の素材」、そして「ふるさとは子供や孫への贈り物」と教えられてまいりました。

さらに、青少年教育においては、「家庭教育」、「学校教育」、「社会教育」、そして、第4とされる「ふるさと教育」が必要であるとも教えられてきました。「鮫川村が大好き」という青少年を育成するには、地域の教育力を高めて、「鮫川村の子供は全村民で育てる」と、その教育理念が必要であります。

次に、キャリア教育に関しては、平成11年の中央教育審議会におきまして、キャリア教育を小学校段階から実施して、学校、家庭、地域と連携して体験的な学習を重視するとして、子供たちの生き抜く力を育成するのが必要であるとしております。

本村は人口減少に伴い年々児童・生徒数も減少していますが、個々の子供たちの各分野での活動には目を見張るものがあります。小さな村であればこそ実践できる「ふるさと教育」、

「キャリア教育」の具体的な取り組みとして、「村の歴史や文化、産業、集落の仕組みを学ぶこと」、「経験を積んだ村民や、産業従事者、専門職者などの人生学からなりわいを学ぶ」こと。またそれらの社会体験から諸問題を解決して、みずから考えて解決できる自主性、自立性を高めること。それらが社会人として求められる人間性を豊かにするところに大きな目的があると思っております。

日本の教育は、「学歴や学力」を重視してきましたけれども、本村が求める教育は、実社会でも活用できる「問題解決力」、「交渉力」、「冷静な判断力と実行力」を養うことであります。また、「凡事徹底」、日常生活で当たり前のことをほかよりもすぐれてやり遂げることも基本理念の一つになります。

教育や人づくりは、投資効果やその結果があらわれにくいものであります。村づくりへの理念を村民とともに共有して、長期的な計画に基づいた村民運動が必要であります。今後、社会教育関係者や村民の皆様とともに、「ふるさと教育、キャリア教育」について、協議を重ねながら方策を推進してまいりたいと考えております。

以上、10番、宗田雅之議員の1つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ふるさと教育に関して、最初質問させていただきます。

まず、郷土の歴史とか文化、これを継承し、未来につないでいくという面でありますけれども、今、歴史民俗資料館の利用状況、これが学校関係でどの程度利用しているのか、それをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 歴史民俗資料館の中には、故鈴木春栄先生の画、大作がいくつもあります。また、村の農耕であったり、昔の道具とも歴史を語るような用具が飾っておりますが、どの程度、小学校、また中学校で活用しているかにつきましては把握しておりません。

教育課長、担当課長、もし、わかる範囲であればお答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育課長。

○教育課長（渡邊 敬君） 歴史民俗資料館の利用の状況ということでございますけれども、私、4月から教育課にいますけれども、その間、小学校の子供たちが、ちょっと学年を忘れてしまいましたけれども、3回、4回ぐらい来て、中の資料を見たり、あるいは係の説明を聞いたりということで利用をしております。また、村外の方も、何名か個人的にいらっしゃって、中の資料を見ているというような状況はございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これ、実際に子供たちの中には、歴史民俗資料館の存在も知らない子供も実際にいるのではないかなと。あとは、あそこに常に、事務職員って前はいたんですよ、現在はいないだろうと思います。そのそういうさまざまな問題があそこの利用頻度を落としているのかなと、そういう考えがありますので、その点について村長お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 以前は、資料館の中で、村史編さんを長年おやりになって、村史の発行までにこぎつけた長きにわたっての職員と、古文書をお読みになる村の方々が、学識者が常駐しておりましたが、その後は、3.11以来、線量をはかる職員が常駐して、そこで放射能検査をしたということがありますが、現在は職員が常駐している状況にはなくて、見たいというときには公民館のほうに申し入れをして多分見るような状況になっておるかと思えます。

ご指摘のとおり、高台ということもあるのかどうか、常々、村民の方、村民以外の方々があそこにお上りになって中を見るということが非常に希薄になっているなという感じはしております。案内板もあるんですけども、なかなかわかりづらいということもありまして、村の歴史、そしてまた、先ほど冒頭に話しましたように春栄先生の大作も中にあります、そういったものをきちんと公開できるようなものの整備も今必要なのかなという考えもしておりますが、今後利活用できるような学校、キャリア教育、ふるさと教育の中でも定期的に教育委員会を通して、視察、入館できるような方策をとっていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） やっぱり、先人の思いとか、村の歴史というのは、これは本当に、村を今後考えていく上で大切なことだろうと私思いますので、ぜひとも再度これを検討していただきまして、キャリア教育についてお伺いします。

私も、キャリア教育ってどういう教育だろうなということ、実際のところパソコンを開いてみました。キャリア教育のステージは、学校でさまざまな教育活動を通して一人一人の基礎的、応用的能力の発達や育成、職業人としての自立を促すことがキャリア教育の最大の目的であるということが載っておりました。そのためにも、自立を促すために、村として教育委員会の指導に当たる人たちの育成をどう考えているのか、それをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） キャリア教育、ふるさと教育、特にキャリア教育というのが、議員ご承知のとおり、最近重要視されておりまして、近隣町村では棚倉町がいち早く着手をしてキャリア教育を推進する、また、いわき市でもキャリア教育をどんどん進めておりまして、まず本来であれば、キャリア教育というのを掲げられなくても、村で子供たちが、地域の方々の中で、自分の孫や子供ばかりじゃなくて、集落の中で子供を育てていただいた私たちの小さな幼少のころはそのような状況でありました。叱られたり、悟されたりして地域全体が一つとなってきたております。

現在、キャリア教育が取り沙汰されている一つの背景には、やはり少子化、さらには核家族、そしてまた、子供たちが、私たちは通学する中でさまざまなことを学んできましたけれども、今は、スクールバスでお家の前から学校に行って、その途中で経験すべきものをバスの中で過ごしてしまうというこの交通事情の、そのような背景もあるのかなと思いますが、あえてうちの村ではキャリア教育を掲げなくてもいいのではないかという意見もあろうかと思いますが、これはやはり、小・中・高、幼稚園もあわせて、教育方針を明確にして、そして共有しながら、みんな、鯨川全体で子供を育てるという意識を共有しない限りは、村自慢の子供たちは育たないなと思っております。

その指導者をどのように育成するのかということですが、これは今のところ不在でありますけれども、教育長の手腕にもかかるところであります、教育長の人事におきましては、しかるべき時期が来たときに人事案件として出させていただきたいと思いますが、やはり地域の学力だけを向上させるということばかりじゃなくて、やっぱり鯨川村の一人の子供として、自主性を高めるためのさまざまな学校教育、そして家庭教育もあわせて、そして社会教育、最後にはふるさと教育もあわせて指導できる教育長をこれから選任をいたします。内定はいただいております。

皆様の前には時期が来たらば、人事案件として提出をさせていただきたいと思いますが、新教育長を中心に、また学校教育との教師とも交え、一緒になって、そしてまた、教育関係者、教育委員さん、また議員の皆様方、そして最後には地域の方々と保護者の方々、この方々とわかりやすいテーマを一つにして、それで鯨川村の子供はみんな育てるといような人づくりを推進していきたいなと思っております。

なかなか、人財教育というのは、すぐに形にあらわれませんし、学校教育の学校の先生も今大変なんです。きのう、おととい、学校給食をいただきにきましたけれども、給食時間に1学年の中に先生4人いらっしゃるんですね。4人先生いらっしゃるんですよ。担任の

先生と、補助する先生がいらっしゃったり。だから学校教育の先生の現場って大変だなと思って見てきましたけれども、それほど、先生方もこれからにこにこして、先生も心から余裕を持って指導できないと、子供になかなか思うような学校教育が指導できないということもあるようでありますから、教育現場とよく相談して、このふるさと教育、キャリア教育をみんなできりやすくして推進したいなと思っております。

以上、答弁させていただきました。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私もちよつと教育長のほうでも聞こうかと思ったんですけども、村長のほうから答弁あったものですから、もう間もなく3月、人事異動、先生の異動もあります。まして、これキャリア教育、ふるさと教育をやるにはやっぱり先生の力、周辺の村民の力もこれはもちろんですけども、直接的に携わるのは先生なんですよ。そういう先生をいかにいい先生を集めるか、それが本当の教育現場の教育長なんです。ぜひとも一日でも早い対応をお願いしたいと思えます。

あと一つ、キャリア教育において、キャリアカウンセリングという、一人一人を個人的に指導するキャリアカウンセリングという方が極めて重要だということで、きのう調べた中でありますが、そのキャリアカウンセリングの対応、村のほうの考え、それをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） キャリアカウンセリングということで、私もちよつと、勉強不足で申しわけございませんが、初めて耳にした言葉でございます。やはりカウンセリングというのは専門知識を持った方ということでありますので、広い意味で、やっぱり子供たちの心の裏まで見抜けて、そして相談に乗れる、また専門職の方だと、そのような認識を今しておりますので、そういった方々も含めて、このキャリア教育のテーマ、そして教育方針を組み立てる中でお力をいただきたいと思えますし、また教育現場の中でもこういった方々の活用も視野に入れながら骨格をつくっていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも子供の教育は将来の村づくり、これは村長の言う、人づくりは村づくりにつながる最大の課題だと思っておりますので、ぜひともお願いしまして、1点目を終わります。

2点目、中心地の空洞化対策について、この点は何回も私、以前、前村長のときも聞いた

だしておりますが、再度、新村長に質問いたします。

少子化による子供たちの減少、高齢化、後継者不足による空き家、空き地の増加は地域の活性化に大きな影響を与えるものと思います。特に中心地の空洞化が進み、空き家、空き地が目立ち、美しい景観づくりを考える本村にとって大変危惧されます。

また、修明高校鮫川校の廃校が決まる中、一日も早い対応を図るべきと考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の2つ目の質問に対しましてお答えをいたします。

本村の人口は、平成元年で5,413人であります。平成31年4月1日現在で3,339人となり、30年間で2,074人の人口が急激に減少いたしました。

さらに、児童・生徒・幼稚園児数は、平成元年で869人でしたが、令和元年は252人となり、比較しますと29%、約3分の1まで子供の数が減っております。

宗田議員ご指摘のように、少子高齢化と後継者不足、若者を含む村民の村外への流出等が村の中心地の空洞化を引き起こし、近年は空き家が年々増加し続けているのが現状であります。

これは、村中心地ばかりでなく、全村の各集落でも同様な現象でもあり、共同作業や地域間のコミュニティーの維持、経済の振興にも大きな影響を生じることから、人口減少策、空き家対策は急務とされ最優先課題であると認識をしております。

村中心地の空き家は増加傾向にあり、今後入居の見通しが無いままに放置され、倒壊する危険性がある家屋も見受けられます。今後は、防犯や景観保全を勘案しながら、所有者の意向を確認した上で対策を講じてまいります。

また、リフォーム可能な空き家に対しましても、所有者との協議を経て、有効活用ができるよう空き家バンク等を利用して、情報の提供等、広報を高めるなどの協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、修明高校鮫川校は、本村はもとより他町村からの高校生も長きにわたり受け入れて、多くの卒業生を社会に送ってきた伝統ある地域に根差した高校であります。本村の人財育成や、地域の経済的振興にも大きな役割を果たしてまいりました。福島県の方針により、来春より入学生の募集停止が決定したことはまことに残念でなりません。

さきの地域懇談会においても、閉校後の利活用について多くの村民から質問が出ていますが、今後県からの経過と方針を含めて説明を受けます。現在までの修明高鮫川校が果たしてきた役割と現状、さらに村の高校教育に対しての姿勢を県に伝えていく考えであります。

閉校後の利活用につきましては、福島県との協議を経て、村管理の施設となることを想定しまして、次年度より、関係者及び村民の皆様との意見をお聞きする検討会、委員会を立ち上げて利活用につきまして協議したいと考えております。この中には高校生も入っていただきたいと思っております。最後の卒業生になるであろう高校生にも、若い考えをお聞かせいただきながら、村の関係者と一緒にどのように活用していったらいいかということを検討してまいりたいと思っております。

以上、10番、宗田議員の2つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 研修に行った金山町の空き家の対策、これは村のほうで補助金を出して景観を保っているというお話ありましたが、村としてもそういう補助金の対応を今後考えがあるか村長のご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 村内の中心地の活性化に伴う空き家対策は、思いつきで、その場で、思いついていったら失礼なんですけれども、その場でこうしたいああしたいということよりも、総体的なビジョンがあって、その中で、ゾーンづけとか、現在ある空き家をどうするかということの位置づけを、まずは現場を見ながらも、テーブルの上で皆さんと一緒に考えていくというその、私は過程が大事だと思います。

金山町は、皆さんも、私も一緒に行きましたけれども、地区地区の方々が自主的に何をしたいかということ、皆さんで集まって考えて、大字地区のビジョンをつくられたんですね。それと中心地も学識経験者の力を得ながらも、この中心地の町なかをどのように景観を保つたらいいかということ、ワークショップを繰り返し繰り返しながら至って、100年先につながる金山町の景観づくりに取り組んでこられたようであります。

実は、金山町の町長とは、何度もあれからお会いしました。東京でも3度ほどお会いしまして、町長のその温厚な穏やかさの人格からにじみ出る、そのまちづくりの思いも、篤と聞いてまいりましたが、うちの村の中心地の空き家も、ポケットパークがあったらいいんじゃないとか、ベンチがあって休めるところがあったほうがいいのではないですかとか、そういういろんな意見があるかと思いますが、そういった共通した話し合い持ちながらどうしたら

いいのか、そこにやっぱり取り壊すにも、土地を求めるにも、予算がかかってきますから、何か、国の施策の中でそういった構想の中に補助金等々が譲渡されるものがあれば、職員のほうからも見つけていただきながらも、中心地市街地の空き家対策、それから空き家バンクも空き家条例も含めて検討して、立ち上げるか否かも含めて、進めていきたいなと思っております。

予算措置をするにも、有利なそういった助成金等々があるかどうか、係にも職員のほうにも見つけてもらいながら、有利な、地域がどんどんと衰退するこの中山間を守っていただけるような施策がないものか模索をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） いろいろな対策、補助金、そういうのも確かに私はわかります。ただ、現在、年々人がいなくなって空き家がふえている現状です。

そして、防災・防犯上、あの近くに学校がありますよね、鮫川小学校という学校があります。これ防犯・防災上、大変危険を伴う空き家だと思いますよ。そういうことが考えられるから、ならば早いところ、そういう地主さんとお話ししたり、そういう現状を把握して対策をとるべきであろうと、そういう思いで質問させていただいております。その点について、村長どう思いますでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 全くご指摘のとおりであります。倒壊寸前の家屋もありますし、よく私はあそこ歩くんですけれども、やっぱり家の中に顔を入れて、どういう状況になっているのかなと思って見たりもしておりますが、誰でも入れる状態になっていたりもして危険度を増しておりますし、まして防犯上、本当に危険だなという家が何件もございます。地主さんとも相談しながら、持ち主さんとも相談しながら、協議をしながら、本当に今後どのようにお考えなのかを、まず、尊重しながらも、村に提供してもいいということであれば、公共工事として取り壊しをすると大変な費用がかかりますので、ですから、お取り壊しいただいた上で、求めるか否かは考えていきたいと思っております。

また、そういった場所も中心地ばかりではなくあるかと思えます。さっきも答弁したように、まだ住める可能性がある家はリフォーム補助金等々充当しても、若い人が住みたいという入村者、また村内にそういった方々がいらっしゃれば、公営住宅の定住促進も大事でありますけれども、そういった本当に住める可能性の高い空き家につきましては、ご紹介させて

いただいて、持ち主さんと家賃の締結やら、過去にもあったように村が間に入りまして入居していただくということで考えております。

まずは、中心地の危険度の増す空き家に関しては、早急の手だてが必要だなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 行政として村全体を見渡してやるのは、これは当然だろうと思えます。果物の桃やリンゴ、これは芯がなくなれば、これはもちろん死んでしまいます。中心地の空洞化も、中心地が荒廃すれば、私は村の衰退が始まるんだろうと思っております。

ぜひとも、そういうふうにならないように早急な対応をお願いしまして、今回の質問を終わります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

15時30分まで、10分間休憩をいたします。

（午後 3時22分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

---

◎議案第107号～議案第114号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第107号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から、日程第12、議案第114号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例までの8議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第107号から議案第114号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第107号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

この条例は、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の制定に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。

制定の内容は、令和元年度まで雇用していた嘱託員及び臨時職員について、令和2年4月から会計年度任用職員制度へ移行するため、職員の給与と同様に条例でこれを定めるものであります。

次に、議案第108号 鮫川村中小企業・小規模企業振興基本条例についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

本案は、中小企業及び小規模企業の振興に係る基本条例を制定し、村が定める基本計画及び基本的施策と関係するおのおのの役割について明確にして、中小企業等の成長、発展と継続的発展、地域経済の活性化、さらには村民生活の向上に寄与することを目的として制定するものであります。

次に、議案第109号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開きいただきます。

この条例は、福島県人事委員会勧告に基づき、条例の一部を改正するもので、改正の主な内容につきましては、職員の給与と民間給与との格差を比較し、民間の給与水準に合わせるため行政職給料表の給料月額につきまして、一部を引き上げ、勤勉手当を0.05月分引き上げ、住居手当及び通勤手当の上限額を引き上げるための改正を行うものであります。

次に、議案第110号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

本案は、減収補填制度による平成31年度省令改正に伴い、過疎地域自立促進特別措置法及び地域経済牽引事業促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

これにより、課税免除の適用期間が令和3年3月31日まで延長されることとなります。

次に、議案第111号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の18ページをお開き願います。

本案は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払

い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例などについて必要な措置を講ずるために、さきの第198回国会において災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されたために伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第112号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

議案書の19ページをお開き願います。

本案は、子ども・子育て支援法の改正により、運営に関する必要な基準が見直されたために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第113号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのご説明をいたします。

議案書の27ページをお開き願います。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、運営に関する必要な基準が見直されたために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第114号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除したほか、所要の規定を整備するものであります。

以上で、議案第107号から議案第114号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案第115号～議案第123号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第13、議案第115号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第21、議案第123号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第115号から議案第123号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第115号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案書の30ページから32ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算32億5,962万1,000円に対して、今回6億548万5,000円を増額し、補正後の予算総額を38億6,410万6,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の2ページをごらん願います。

主なものをご説明を申し上げます。

9款1項1目1節地方交付税、8,461万3,000円を増額補正は、令和元年度普通地方交付税及び震災復興特別交付税の増によるものであります。

11款分担金及び負担金、1項分担金、3目1節農業費分担金335万円の増は、台風19号で被災した農地等に係る災害復旧事業受益者分担金の増によるものであります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節児童福祉使用料168万円の増は、途中入園児の増加により認定こども園使用料がふえたものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金2億1,700万円の増は、台風19号により被災した公共土木施設の災害復旧のための補助金であります。

3ページです。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目消防費国庫補助金、1節消防費補助金688万8,000円の減額は、西野団地内に計画していた防火水槽設置のための消防防災施設整備事業の減額によるものであります。

14款県支出金、1項県負担金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1,074万9,000円を増額は、台風19号で被災した農業用機械を所有する農家を対象に、その復旧費の9割を補助する強い農業・担い手づくり総合支援交付金によるものであります。

同じく8目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1節農地等災害復旧事業費補助金1億

4,250万円は、台風19号で被災した農地等の災害復旧のための補助金であります。

4ページをお開き願います。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金2,000万円の増額は、台風19号により被災した箇所の災害復旧事業に充てるための繰入金であります。

同じく7目1節福祉基金繰入金1,115万円の増は、障害者福祉事業に充てるための増額であります。

20款1項村債ですが、議案書の33ページ、第2表地方債補正表をあわせてごらんください。

1目1節の辺地対策事業債は740万円を減額して2,160万円にするものであります。

5ページであります。

同じく2目1節の過疎対策事業債は、10万円を減額し4,850万円に減額補正をいたします。

同じく3目1節の緊急防災・減災事業債は、40万円を減額補正し690万円にするものであります。

同じく5目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債1億2,000万円は、現年度公共土木施設災害復旧事業債の増によるものであります。

同じく2節農林水産業施設災害復旧事業債760万円は、現年度農林水産業施設災害復旧事業債の増によるものであります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費107万4,000円は、役場駐車場の点字ブロック、それから事務室天井の照明器具、村長室のカーペットの修繕を行うためのものであります。

同じく25節積立金の財政調整基金6,440万5,000円の増額は、普通交付税の一部と震災復興特別交付税の一部を特別積み立てするものであります。

公有施設整備基金2,021万6,000円の増額は、普通交付税の一部と行政財産使用料の一部を積み立てるものであります。

ふるさとづくり基金12万円の増額は、ふるさと納税寄附金3件12万円を積み立てるものであります。

7ページであります。

2款総務費、4項選挙費、3目鮫川村議会議員選挙費260万5,000円の減額は、1節報酬54万7,000円の減額のほか、選挙執行費用の減による補正減であります。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費、20節扶助費1,167万円は、利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費や障害者施設措置費などの増額によるものであります。

同じく2項児童福祉費、4目認定こども園保育部費、11節需用費のうちの消耗品費70万円の減額は、給食材料費の予算を、10款教育費、4項幼稚園費に組み替えるものであります。

11ページであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、20節の扶助費112万7,000円の増額は乳幼児医療費として妊産婦医療費の医療費助成費の増額によるものであります。

同じく4目環境衛生費、28節繰出金336万2,000円の増額は、簡易水道事業特別会計の繰出金であります。

同じく6目保健センター費、8節報償費14万円は、このたび該当者があらわれたことによる骨髓移植ドナー支援事業奨励金の補正であります。

12ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金1,101万4,000円の増額は、台風19号で被災したトラクター、コンバイン、稲わら反転機、草刈り機モアなどの農業機械の復旧を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金」1,074万9,000円の増などによるものであります。

13ページであります。

同じく2項林業費、3目森林環境税交付金事業費、18節備品購入費91万8,000円の増額は、森林環境税交付金を利用して、鮫川小学校の図書室に県産材の木製角椅子30脚を購入する費用90万2,000円の増になるものであります。

7款1項商工費、4目鹿角平観光牧場費、11節需用費55万5,000円の減額及び13節委託料65万6,000円の増額は、台風で被災したキャンプ場への進入路の修繕や管理棟の階段の修繕、コテージの給湯器の修繕を観光センターに行ってもらうために修繕費の予算を指定管理料に流用した変更を契約するための補正であります。

14ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費500万円の減額は、台風19号による被災した箇所被害復旧工事を優先して実施するために、9月議会で増額補正した道路維持工事費を減額補正するものであります。

同じく2目道路新設改良費、13節委託料100万円の減額は、道路補修設計業務委託の請け

差によるものであります。

8 款土木費、3 項住宅費、1 目住宅管理費、15 ページであります、13 節委託料の92 万2,000 円の減額は、シロアリ駆除業務委託の減額及び定住促進住宅解体工事設計業務委託料の減額であります。

15 ページであります。

9 款 1 項消防費、2 目消防施設費、15 節工事請負費の2,086 万円の減額は、今年度西野団地に計画しておりました防火水槽設置事業に対する国の補助金が採択されなかったために、来年度に事業を先送りしたことによる減額補正であります。

同じく 3 目水防費、11 節需用費の122 万4,000 円は、防災無線屋外子局や戸別受信機の修繕費の増額補正であります。

次に、10 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費、11 節需用費414 万5,000 円の増額のうち消耗品費294 万2,000 円の増額は、令和 2 年度の教科書改訂に伴い、教師が使用する教師用教科書、指導書、指導資料、物品を購入するための増額補正であります。修繕費120 万3,000 円の増額は、スクールバスの修繕費であります。

16 ページをお開き願います。

10 款教育費、4 項幼稚園費、1 目認定こども園幼稚部費、11 節需用費のうち消耗品費70 万円の増額は、3 項民生費から組み替えた給食材料費であります。

17 ページであります。

11 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、1 目現年度施設災害復旧費、15 節工事請負費 3 億1,495 万円の増額は、台風19 号で被災した道路 5 カ所、河川12 カ所の復旧工事であります。

18 ページをお開き願います。

同じく 2 項農林水産業施設災害復旧費、1 目現年度農業施設災害復旧費、15 節工事請負費 1 億5,195 万円は、台風19 号で被災した農地39 カ所及び農業用施設15 カ所の災害復旧工事費であります。

13 款予備費であります、今回752 万7,000 円を増額し、補正後の予算額を4,248 万8,000 円とするものであります。

続いて、特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案第116 号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

議案書の34ページ、35ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の22ページをお開き願います。

補正前の予算額は4億3,635万8,000円に対して、今回7万2,000円を増額し、補正後の予算総額を4億3,643万円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の23ページをお開き願います。

5款1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金15万円は、事務費繰入金の増額であります。

同じく2節保険基盤安定繰入金7万8,000円の減額は、実績による減額補正であります。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等を15万円を増額し、9款1項1目予備費を7万8,000円を減額補正いたします。

次に、議案第117号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の36ページ、37ページ、事項別明細書の26ページをお開き願います。

予算総額の増減はありません。

歳出であります。

27ページをお開き願います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、11節需用費の修繕費5万円は、往診車の車検のための増額補正であります。

2款1項医業費、2目医療用消耗機材費、11節需用費27万5,000円は医療材料費を増額補正するものであります。

次に、議案第118号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の38ページ、39ページ、事項別明細書の28ページをお開き願います。

補正前の予算額1億3,621万9,000円に対して、今回336万2,000円を増額し、補正後の予算総額を1億3,958万1,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の26ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節の一般会計繰入金を336万2,000円増額補正をい

たします。

歳出であります。

2款施設費、1項1目施設管理費、15節工事請負費300万円の増額は、渡瀬地区簡易水道施設配水管保護工事費の増額補正によるものであります。

次に、議案第119号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を申し上げます。

議案書の40ページ、そして41ページ、事項別明細書の32ページをお開き願います。

予算総額の増減はありません。

歳出です。

33ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目村営バス事業費、11節需用費22万2,000円は、バスの修繕費の補正予算であります。

3款1項1目予備費は、24万3,000円を減額補正し、補正後の予算額を167万8,000円とするものであります。

次に、議案第120号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の42ページ、43ページ、事項別明細書の34ページをお開き願います。

補正前の予算総額5億584万5,000円に対して、今回80万4,000円を増額して、補正後の予算総額を5億664万9,000円とするものであります。

事項別明細書の35ページをお開き願います。

歳入です。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、4目1節保険者機能強化推進交付金66万5,000円の増額は、実績見込みによる増額補正であります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節事務費繰入金13万9,000円を増額補正いたします。

歳出であります。

36ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金142万4,000円の減額は、居宅介護サービス利用の減少見込みによるものであります。

同じく 2 項介護予防サービス等諸費、 2 目特例介護予防サービス給付費、 19 節負担金、 補助及び交付金 25 万 7, 000 円の増額は、 短期入所者の増加見込みによるものであります。

37 ページをお開き願います。

6 款 1 項 1 目予備費 66 万円を増額し、 補正後の予算額は 169 万円となります。

次に、 議案第 121 号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

議案書の 44 ページ、 45 ページ、 事項別明細書の 40 ページをお開き願います。

補正前の予算額 1, 637 万 5, 000 円に対して、 今回 50 万円を増額し、 補正後の予算総額を 1, 687 万 5, 000 円とするものであります。

事項別明細書の 41 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款使用料及び手数料、 1 項使用料、 1 目 1 節交流施設使用料は、 20 万円の増額であります。

2 款繰入金、 1 項他会計繰入金、 1 目 1 節一般会計繰入金は、 30 万円の増額であります。

歳出であります。

1 款総務費、 1 項施設管理費、 1 目一般管理費、 9 節旅費は、 10 万 8, 000 円の減額であります。

同じく 11 節需用費は、 光熱水費 35 万円、 賄材料費 37 万円のほか、 合計で 90 万 6, 000 円の増額補正するものであります。

2 款 1 項 1 目予備費は、 29 万 8, 000 円を減額し、 補正後の予算は 19 万 2, 000 円であります。

次に、 議案第 112 号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

議案書の 46 ページ、 47 ページ、 事項別明細書の 42 ページをお開き願います。

補正前の予算総額 1 億 64 万 2, 000 円に対して、 今回 31 万 3, 000 円を増額し、 補正後の予算総額を 1 億 95 万 5, 000 円とするものであります。

歳入歳出であります。

事項別明細書の 43 ページをお開き願います。

5 款県支出金、 1 項県補助金、 1 目農林水産業費県補助金、 1 節農業費補助金 31 万 3, 000 円は、 学校給食等産地消推進事業費の増減補正であります。

歳出においては、 2 款 1 項 1 目給食費、 11 節需用費の消耗品費（給食材料） 31 万 3, 000 円

を増額補正いたします。

次に、議案第123号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の48ページ、49ページ、事項別明細書の44ページをお開き願います。

補正前の予算額は3,786万7,000円に対して、今回75万円を減額し、補正後の予算総額を3,711万7,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の45ページをお開き願います。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金は75万円の減額であります。

歳出においては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金を減額補正するものであります。

以上で、議案第115号から第123号まで9議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

---

#### ◎陳情第5号の委員会付託

○議長（星 一彌君） 日程第22、陳情第5号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等についてを議題といたします。

この陳情については、鮫川村議会会議規則第95条の規定により、請願書の例により、別紙「請願・陳情等文書表」のとおり、総務文教常任委員会に付託したので、ご了承願います。

---

#### ◎陳情第6号の委員会付託

○議長（星 一彌君） 日程第23、陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情についてを議題といたします。

この陳情については、鮫川村議会会議規則第95条の規定により、請願書の例により、別紙「請願・陳情等文書表」のとおり産業厚生常任委員会に付託したので、ご了承願います。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第24、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、福島県町村議会議長会主催の町村

議会議員研修会に議員の派遣を決定しようとするものです。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することと決定いたしました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは両常任委員会の合同議案調査。

13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時08分）

第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和元年第7回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和元年12月13日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第107号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第108号 鮫川村中小企業・小規模企業振興基本条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第109号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第110号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第111号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第112号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第113号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第114号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第115号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)  
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第116号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第117号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算

(第3号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第118号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

質疑・討論・採決

日程第13 議案第119号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第14 議案第120号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)

質疑・討論・採決

日程第15 議案第121号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第16 議案第122号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)

質疑・討論・採決

日程第17 議案第123号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第18 陳情第 5号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

日程第19 陳情第 6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第2 発議第5号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

---

出席議員(10名)

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 関 根 浩 治 君 | 2 番  | 森 隆 之 君   |
| 3 番  | 遠 藤 貴 人 君 | 5 番  | 堀 川 照 夫 君 |
| 6 番  | 北 條 利 雄 君 | 7 番  | 関 根 英 也 君 |
| 8 番  | 前 田 雅 秀 君 | 9 番  | 前 田 武 久 君 |
| 10 番 | 宗 田 雅 之 君 | 11 番 | 星 一 彌 君   |

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |           |                    |           |
|-------------|-----------|--------------------|-----------|
| 村 長         | 関 根 政 雄 君 | 教 育 長<br>職 代 理 者   | 阿久津 光 市 君 |
| 総務課長        | 鎚 木 重 正 君 | 住 民 福 祉<br>課 長 備 長 | 斉 藤 利 己 君 |
| 農林商工<br>課 長 | 星 徹 君     | 地 域 整 備<br>課 長     | 鈴 木 守 弘 君 |
| 教育課長        | 渡 邊 敬 君   |                    |           |

---

職務のため出席した者の職氏名

|                |         |     |         |
|----------------|---------|-----|---------|
| 議 事 局 長<br>會 長 | 古 舘 甚 子 | 書 記 | 矢 吹 かおり |
|----------------|---------|-----|---------|

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第107号～議案第114号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第107号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から日程第8、議案第114号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 議案第107号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、それから議案第109号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これらに関する質疑をしたいと思います。

まず、107号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例であります。

これらについては、私が昨年9月に議会において、会計年度職員のこの改正に伴って、影響度を含めた質問をしているところです。この中では、これらを改正すると年間300万円くらい増額になるという回答、答弁をいただいています。ところが、昨日、議案調査の中で、現在の非常勤職員を会計年度任用職員にした場合にどのように改善するかという部分でいくと1,400万円、私に答弁いただいた額からしますと、すごい4.7倍ですか、必要とされるという、年間1,400万円とりあえず来年の4月から必要になるという膨大なことになっています。

働く側からとっては、労働条件、それから賃金、給与が改善される、これは誰も拒否するわけなく喜ばしいことでもあります、当然であります。鮫川村の場合は、正職員が定数条例に

基づいてのっかっておりますけれども、これらの定数管理は国・県の指導のもとに徹底した正職ふやすなということで、ずっと努力してきた結果が定数を減らさないできたわけです。そのひずみとして、いろんな地方自治体に業務が移管されたりした中で、業務遂行の中で臨時、嘱託員という形で、正職員以外の非常勤職員がかなりの人数に上っていました。それで業務を、今まで住民に対するサービスを展開してきたということでもあります。

今般、地方自治法、地方公務員法が改正されて、正職員と同等とはいかないけれども、これらも含めた改善をしろということで、法律が改正になりました。この中での条例提案であります。当然、給与賃金も含めた待遇、それから健康保険、退職手当など各種に及びこれらに改正に伴う影響額がものすごいものがあります。

当然、非常勤とした対応した部署によっては、当然、職員募集、臨時職員募集、非常勤募集にという形で応募があったものを採用してきたわけですが、今の各職場の状況を見ると、私も職員としていた時代も含めまして、基本的には臨時、嘱託員は正職員の補助的な役割を担う、正職員から指示を受けたものを処理するという程度の職務という認識でいたわけですが、こういう部分で労働条件や勤務条件、こういうものが変わるということは、基本的には正職員並みにきちんとした責任を持って職務を遂行するというからして、やはりよりよいサービスを全ての村に雇用されている職員が展開しているという部分では、いいことだと私は思っています。ただ、その過程で、私は補助員だから、臨時だからという部分で、やはり責任を逃れるような考えから認識では困るんだと思うんです。

そういう部分で、研修も必要だろうし、正職員同等の学習も必要だろうし、それがやっぱり叫ばれると思うんです。それについて村長は、じゃ個々の任用職員を、これから労働条件、勤務条件を改善しながらやっていく上で、どのようにこれら全部の職員に対する研修とかそういう機会を設けていくのかというお答えが一つ。

さらに、きのうも議案調査の中で、私、担当職員のほうに質問したわけですが、やはり行政、鮫川村の職員の中の各課で職員されている臨時、嘱託員の非常勤職員のほかに、鮫川村は外郭団体というか村が力を入れてつくってきて、それから社会福祉法に基づいてつくられている社会福祉協議会、それから直売所「手・まめ・館」、それから商工会が主体となって、今、運営されている「すまいる」、これらのやつが基本的には別組織として運営されています。社会福祉会にとっては、社会福祉会の別途の給与表などが設けられております。さらに、「手・まめ・館」、「すまいる」にとっては村の給与表、それから臨時、嘱託員の表に準じたような形で決定されています。これらの人たちも、この改善に伴って、私は影響を受ける

べきだと思っています。

そういう部分で、前の大楽村長時代もそうです。多分、関根村長もそうだと思うんですが、できるだけ村の職員に準じた待遇改善を進めるという認識だったと私は聞いています。じゃ、これらの1,400万円、この庁内を含めた直接行政がかかわっているものは1,400万円になるけれども、この社会福祉協議会、「手・まめ・館」、「すまいる」も含めて、人件費含めて相当助成も出しています。実際、あの3つについては、財政運営上も相当厳しい状況に置かれています。村からの助成がないと進められない。しかし、働いている人は、雇用拡大と言いながら施設をつくって雇用をしていると。このようなあれに対する対応がどうなのかと、こういう部分で、2つについてとりあえず村長の認識を伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 昨日は、一日の中で数々の議案調査を本当に皆様、議員の皆様方、村民のために、そしてまた提案させていただいた議案を慎重に議案調査をしていただきまして、本当に御礼申し上げたいと思っております。昨日の議案調査の内容は、事細かく目を通させていただきました。

北條議員のただいまの107号の会計年度任用職員の、その後の臨時職員また嘱託職員あわせて、職員の指導をどのように考えているのかということにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、現在までは、嘱託員それから臨時職員の人件費そのものは、人件費の費用項目に入らないでいましたけれども、今度は、この新しい会計年度任用のこの条例が制定されることによって、人件費ということで1,400万円の新年度予想される人件費がふえて換算されていくわけであります。

そこで何が必要なのかというと、やはり正職員も含めて、臨時職員それから嘱託員といえど、やはり村民のためにどのように知恵を出して、そして限りある財源をどのように活用するかというところを、就労を通して、そしてまた職務、公務を通して知恵を出すというところには全く変わりはないと思います。先般の新年度の予算の編成の打ち合わせにも、一覧表を職員全員の方にお渡しをさせていただいた中に、人財教育の一つとして、今いる正職員も含めて職員さんの接遇、そして公務員としての心構え、これはもう新しい職員さんは既に県の自治センターで学んではきていますけれども、さらにこのような新しい条例が制定される以上ですね、改めてもう一度、襟を正して研修するセミナー、そしてまた専門講師の派遣、

そしてまた村民の皆様との接遇の仕方、また来村した方々へのおもてなしの心、これを含めた総合的なセミナーを新年度どうしたらいいかということ、今お願いして提示をさせていただいたところでもあります。まず、村民のために役に立っているかというところの基本、哲学を崩さないで人財教育に力を入れていきたいと思っております。

それと、109号の職員の給与の一部に関する条例、社会福祉法人、「ひだまり荘」、あと社協ですね、この運営、それから「手・まめ・館」もあわせて、村が指定管理をしている外郭団体、また村の直営の「手・まめ・館」、「すまいる」も含めて、実際のところ、議員ご周知のとおり、皆様ご周知のとおり、社会福祉協議会も含めた社会福祉法人の「ひだまり荘」の経営、非常に大変なんです。これからまだまだ改善しなくてはならないところはいっぱいあるように見受けております。新年度の予算編成どのようにしていくのかということにも職員も苦慮しておりますし、これから高齢者の医療、それから介護との一体化の指導を今、国から受けております。ですから、村の住民課が担当する高齢者福祉の関係と、あと「ひだまり荘」を含めた社協の役割、また福祉法人の役割もあわせて、新しいやっぱり社会福祉を、高齢者対策をこれからきちんと組み立てて、国の有利な支援をいただかなくてはならない時期に今、来ているところでもあります。

そういった職員の待遇に関しても、これからその経営の内容改善をしながら、改善していくところは改善していくと。ただしながら、ただし、やっぱり財務諸表ですね、要するに経営の内容がきちんとしない限りは、なかなか職員さんの待遇が、福利厚生も含めた次のステップに入り込むわけいきません。ですから、その、その辺は勘案しながら対応したい。

それと、「手・まめ・館」ですけれども、きのう、おととい、主任者会議に、毎月やっている主任者会議に初めて臨ませていただきましたけれども、なかなかやっぱり「手・まめ・館」も売り上げが横ばいからちょっと下火になっているというところと、館内の職員さんの意思疎通がなかなか図りづらいところがあるようでありますから、それとやっぱり「手・まめ・館」も経営ですから、本当に自分の給与は自分で稼いだすくらのやはり意識改革を持たないと、今後、福利厚生をきちんとして、「手・まめ・館」には就業規則がありまして、この中にさまざまな決め事がうたっておりますし、賞与の関係とかございますけれども、そういった経営するということの原点に立って、そして給与、それから福利厚生関係の待遇の改善、これからあわせて協議をしていかなければなりません。

村が関与している3つの事業所においても、経営は非常に大変な時期に入っていますから、大きな改革をしないと、なかなか村の財源を常々投入すればいいという問題ではないように

感じておりますので、その辺、ご指摘のとおり、改善策を皆さんと見出して、そして働く方の改革、そして待遇、改革と福利厚生の上昇に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村関連、行政関連の職員、私はあってしかるべきだと思うし、ただし、今、言ったとおり、村長も答弁されたとおり、社会福祉協議会、「手・まめ・館」、「すまいる」、ここも村が逆に言うと力を入れてきた施設であるし運営状況ですし、社会福祉協議会については、社会福祉法に基づいて地方自治体に設置が義務づけられている、そういう組織であります。いずれも村民の人たちが、数多くの村民の人たちが働いて、働き場所のない鮫川村にとって、多くの人たちが働いています。それで、そこから医療福祉も含めたサービスを受けているという部分では、なくしてはならないと私は思っています。

やはり行政が直接雇用する職員の労働条件、給与改善、そういう環境は改善されればいいというものじゃない、やはりそういう施設にまで及ぶような環境、鮫川村のどこで働いても、そういう条件が整っていなければならないというのが、そういうふうにならなくていいということではないけれども、改善すべきだと私は思います。

さらに、その働く人たちの教育、これは意外と任せきり、団体に任せきりということが多かったはずですよ。うまくやっているんだろう、そちらは別組織だから頑張ってもらって、働け、それだけでは済まないと思うんです。やはりこれは行政がきちんと、お金も出してやるけれども口も出すよという形で、職員の教育をもう一度やり直して、労働条件、そういう環境を見直す努力をしていただきたい、そのように思います。

それから、「手・まめ・館」も含めて普通決算時期になると、議員のほうにもどういった状況かという話も出されるはずなんですけど、ことはまだ出ていないと思うんですけど、これらについてもやはりきちんと出していただきたい。ここも厳しい運営状況ですよ、当然ここで働いている人たちも高齢化しているんですね。高齢化していますし、多分、募集しても集まらない。何で、そういうふうにならぬかとすると、人に直接サービスを提供していますから、身体的サービス、精神的サービス、そういう部分でかわりの中では、資格を持っていても応募しても入らないという状況が、厳しい状況があります。ただし、これらは本当に改善しないと、サービスを提供する場所がなくなる、そういうことも考えられるわけです。これどこの社会福祉法人、介護サービス事業所もそうなんですけど、やはりここをきちんと考えなければならない。やはりここをもう一度考え直して見直してもらいたいと

思います。

それから、当然「すまいる」も、いろんな角度で地域に宅配サービスも含めてやっていますけれども、基本的には商工会も頑張ってあそこを運営しているけれども、基本的には多くの人件費を村から出しておるわけです。ほとんど民営で、お金の運営状況は村の金を使ってやっているわけです。

早く言うと、いずれの施設も公設と民間との2つの性格を持っているような施設じゃないかって私は思っています。だから、別組織として無視することはいかない、きちんと携わるべきだ、財政の状況もそうだ、先ほど村長言ってみ直して、きちんとした立て直しをやりたいというお話がありましたけれども、やはりここは村側の、村長だけじゃなくて私たちも、私、議員としてもそうなんです、そこはきちんと区別なく、別組織だから自分たちの組織だけがものの条件がよくなればいいで話じゃなくて、村民みんなの労働条件、雇用状況、そこを確保しなければなんないというのが私らの仕事だと思っています。ですから、状況は大変だけれども、そういうことも踏まえたやはり改善をしていかないといけないのだと思います。

確かに、正職員というか村側のやつだけでも1,400万円、単年度にふえます。このままでいきますと、当然、多分人事院勧告は当然、民間との格差を含めたやつ差額を上げるために毎年上がってくるし、これからも上がるんだろうと思うんです。やはりこういう条件緩和というのは大切だし、無視するわけにいかないし、できるだけ財源が許せる限り、やはりそこで頑張っている人たちの改善には私たちは賛成すべきだと思うし、当然、村長も含めた特別職、それから議員も10年以上前に減額しています、みずから。特別職給与、それから議員報酬、これは変わっていないんです。10年前のそこでやっていった首長さん方の特別職、それから議員の皆さんより安い、それでも頑張ってやっているわけです。これだって考えたら、ほかの自治体の特別職給与とか議員報酬は低いんです。矢祭町を除けば最低です。これだって、特別職の仕事の状況、議員の活動状況を踏まえて、やはり並みの改善をすべき、多く上げろということじゃなくて戻す、10年前以上の前の給与、報酬に戻す、この努力だって必要なのはです。これは逃げちゃならない。

当然、議員もことし選挙ありました。補欠選挙もありましたけれども、なり手がいないというのは、そんな議員報酬をもらっていて、人のため世のためになんてやってられっかという話ですよ。だからって、議員の数を減らせればいいという話でもない。そこはやっぱり私たち議員も考えなければならぬし、改善しなければならぬと思うんですが、そういうこと

を踏まえて、やっぱり全ての職員も議員も村長もそうですけれども、そういう認識を踏まえて、無理のない改善の方向で進める努力、一部の者だけがよくなればいいという話じゃないんです。

今度の会計年度任用職員、それから職員の給与に関する条例の一部、人事院勧告に基づいて当然やっていいと思います。やっていいと思いますが、やはり全体的な村全体の、ここで動いて村をよくしようと思っている活動している人たち、働いている人たちにみんな目が届くような物の見方をしないと、やはりまずいと思います。そういう点で、この条例2つについて、私は賛成します。賛成しますけれども、そういうことを踏まえて、やはり村長から直接、これからの先ほどの答弁も踏まえて、もう一度ご答弁をお願いしたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、一番肝要、大事なのは、働いている人たちの責務、それと民のためにとにかく公の仕事をしている職務の責任感、さらにはこのようなことがあります。教会をつくっている石屋さんに、通りかかった市民が聞いたようであります。あなたは何のために、何のためにこの教会を、石を積んでいるのですかという質問で、1人の方は、これは私の生活を守るための、お給料をもらうためですという答えの方、2番目は、この私の仕事は、この石を刻んで技術を高めたいと思って仕事に来ていると、そして3番目の方は、この教会を完成させて、そしてこの教会に来てにこにこする市民の顔を見たくてやっているという、そういった話がございます。私ども、こうやって公務に皆様、議員さんも職員さんも私どもも公務で働きながら、その報酬ですね、お預かりをしていますけれども、間違いなくこれは生活給与の一部でもあります。しかし、その上に立った、やっぱり民のために、村民のために何をするかということ、先ほど申しましたように根底に立つような指導をしていきたいと思えます。

それと、社会福祉法人もそうです。「手・まめ・館」、「すまいる」も、団体の中で果たして入っていく、来るお金と出るお金の仕掛けがどうなっているのか、バランスがとれているのかというのは、やはり全職員が共有しないとならないと思うんですよ。ですから、やっぱり家族の中だって、お父さんと、母ちゃんと父ちゃんが働いてくるお金で、それからいろんな車のローンとか学費とか生活費、食料費、買うんですけれども、そのバランスがどうなっているかということも、きちんと職員さんも、全てのこの機関の方々もわからなくてはならないし、そこをどのように、また国のお金をうまくお預かりしてきて助成金として充てていくとか、将来的にどうやってこのある借金を返していくかという、その施策を組み立て

るのは専門職員の方でもあるかと思いますが、最後にそこで判こぺたと押すのは私ですから、それは人財教育がなっていないというのは村長の責任であります。

ですから、どこの組織においても、トップのきちんとした現場を見て、そして現場の方々がどのようにお考えになっているのか、何に困っているのかということ、任せっ放しではなくて、そのように足を運びながらも、一生懸命努力する幹部職員の皆さんと協議をして、人づくりと、あと収支のバランスのとれた経営をしていかない限りは、どんどんと税金を投入すればいいという問題でもありませんから、そのところを大きく変えていきたいし、また職員の皆様方からにも、議員の皆様方にも情報は提供しますから、ですから常々、月々の監査も受けていますけれども、その都度おかしくねえかいということ、こういう場でも議案調査でも徹底してご指摘ください。直せるところはすぐ直します。そして、時間のかかるところは、やっぱり皆さんのお知恵をおかりしたり、優秀な頑張っている職員の力をかりて、改善できるものは改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○6番（北條利雄君） そういうことで、村も含めてその財務諸表を、今度の決算委員会では財務諸表関係のやつも質問しましたけれども、やはりすばらしい帳票をつくられているんですね。これを一部の職員のみしか知らない、そういう機会がないという職務がほとんどなんですね、聞いたら。わかっているんですかと、わかっている、ホームページに登載されています、わかっているんですか、わかっているんです。見たことありません。関心ありません。ましてや、この社会福祉協議会、「手・まめ・館」、「すまいる」の職員は、みんなから大変な経営状況をやられているんじゃないかという部分でも、一部の職員しかわからないんです。幹部職員しかわからないんです。末端の人たち、それ認識ないんです。あ、そうなんですか、働いている自身がその中身を知らない、そういう機会がないんです。やはり、村長が今、答弁したとおり、やはりその人たちにまで徹底して機会を、知る機会を設けることをやっていただきたい。じゃないと、自分が働いている自分自身のことがわからないで、何、どう、先ほど村長が言ったとおり、わからないでよくやられているんだって逆には思うんですが、やはりそういう機会を設けたことを村長やっていただきたい、思います。よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 107号のやはり会計年度任用職員に対する提案ですけれども、今、6番議員が詳しく、そしてまた広範囲にまたがった質疑をされたわけでありまして、私は村長采配の鮫川村自治体に関するあれでいいかなというふうに感じておるわけでありまして、そういう場合に、これは任用職員の待遇改善となるからには、それなりにやはり働きがい求めて、そしてまた働きがい成果が上がるような、そして任用職員としてのやはり職務を果たしてもらう。そしてまた雇用期間、多分12カ月、これは毎年採用される、応募して採用していただくという立場のものである。そしてまた、今、言ったように待遇改善がされると、これ正職員人事では待遇改善、だんだんには恐らく同等くらいになるかなというふうに私は想像しておりますが、そういう場合に、やはり村民、先ほど言われたように、なかなか働く場がないと、村の職員ならば間違いなく安定した給与を確保できるということで、誰もが望んでおると。

そういった中で、これは公募すれば応募者がかなりおると思うんですね。そういう場合に、公平に採用される。条例制定されれば規則というものができると思うんですが、その規則の中に、地方公務員人事対応な採用試験をとるというようなことをしていかなければならないんじゃないかと、そうしないと、やはりさっき言ったように、働いてもらうために雇うんですからね。今までと違って、臨時職員、嘱託職員だから、正職員よりは私は働きはできないんだというような感覚では困る。そういったことで、そのような規則の中に、そういう採用試験を、採用制度の中で試験を取り入れるというようなやっぱりことを設けるべきだ、そのことについて村長、どう考えておるか伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 新しいこの条例が改正されたものですね、臨時職員また嘱託員の正職員並みの待遇になるであろうと、そしてまた、採用の基準はきちんと公正公平にすべきだというただいまのご提案、ご提言がありました、全くそのとおりであると思います。ですから、正職員の場合には県の採用試験、一定基準をクリアした者が二次試験に臨むわけでありまして、村でも、正職員の場合には論文と面接と重ねて絞り込むということになっておりますが、また、この臨時職員また嘱託職員の待遇が変わった変わらないにかかわらず、やっぱり職員というのはやっぱり本当に、先ほど何度も言っていますように、村民のために本当に一生懸命情熱を注ぐかというところですから、ですから当然、厳正な面接、そしてまた、そういう論文の提出とか、何をもって応募してきたのかと、どのような心構えで公募に応じてきたのかというところの、公正な採用に当たっての厳しい目をもって採用していきたいと

思っております。

採用に当たっては、今のところ、職員や課長、全課長が試験官となって最後の点数をつけているというのが、正職員の場合も同じでありますから、ですから採用の公正性、それから厳正性を準じて、今後また募集かけるときには、面接もきちんとした上で対応していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長は、その面接採用ということにしたいということですが、ある程度やっぱり学識的な試験も、地方公務員採用試験のそれまでいなくても、人事だね、一般に通用するようなやっぱり点数制も取り入れるべきだと思うんですね。面接では、やっぱりこれは長年、関根村長も今までのやり方は見てきてわかると思うんですけども、毎年公募はしていると思うんですが、そんなに変わっていないですよ。変わっていないということは、入りたくても入れない人が多いということなんですよ。正職員じゃないんですからね、やっぱり、そしてまた12カ月働いてもらえば、ある程度本当に村民のために奉仕されるだけの働きはしていかないということは評価できると思うんですね。

だから、そういったところも、やはり試験官となる課長級たちも、人情に走ることもいいけれども、村民のことを考えて、村民のために村のために本当に働いてくれるかと、そういう会計年度任用職員というのが必要なんですから、今までのやり方同様では、決して公正公平な採用はできないと思うんですね。その辺、面接試験だけに頼るという考えが強いとすれば、私も考える必要があるというふうに思いますので、しっかりした答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、公募した場合に、当然、履歴書とそれから公募した動機、それから履歴書の中身は表裏ありますから、その中にさまざまな思いを文章に出すと、それとまた面接前の論文ですね、そういったものの提出と、そしてまた面接という段階で行かれると、そのような過程を踏みながら公正公平に厳しい目で採用をしていきたいと思っておりますが、正職員並みの試験をするか否かにつきましては、そういったクリアする法的なですね、そういった規制があるのかどうか、私もちょっと知識として今、持ち合わせていませんので、担当課長のほうからご答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（鏑木重正君） 採用の方法は、自治体によりますけれども、今のところ面接を主

に考えておりましたけれども、前田議員の意見を参考に、まだこれから規則のほうは策定しますので、どのような方法が一番公平公正になるのかということを再度検討した上で、その試験の方法については検討して決定してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これは条例が新たに変わるんですよね。それで、処遇も本当に正職員に準じた待遇改善ということで、今度は新たにそういう形の中で公募するんですよね。だから、今までの規則とかそんなことでは、恐らく村民だって納得できないよ。今までどおりで採用条件としてとると、ところが、待遇、処遇がまるっきりもう全然違う、先ほど言ったように1,400万円も人件費で上がるんですからね。

だから、そういう考えで執行側がいるようでは、まずいと思うんです。だから、私さ村長に言ったように、規則に定めるべきだということを行っているんです。考えてみますでは、あのね、直ちに採決する状態で、そんな答弁あやふやな答弁では困るんです。村長、もう一度。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 議会は、やっぱり議論していいものをつくり上げるのが議会でありますから、ただいまのご提案、真摯にきちんと受けとめて、県並みの試験とはどうか、そのような試験が適当なのかどうか、それを勘案して、そういった間違いのない試験をクリアした方々の採用ということで、新たな規則、条例が必要であれば上程して、皆様の議決をいただいた上で執行していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第107号 鮫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第108号 鮫川村中小企業・小規模企業振興基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第109号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第110号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第111号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第112号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第113号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第114号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第115号～議案第123号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第115号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第17、議案第123号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第115号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第116号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算

(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第117号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第118号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第119号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第120号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第121号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第2号)を採決し

ます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第122号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第123号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第5号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第18、陳情第5号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等についてを議題といたします。

この陳情について、総務文教常任委員会に付託しましたので、審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 陳情審査結果報告。

事件名。陳情第5号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された陳情については、12月12日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。地方分権時代を迎えた今日、住民の代表機関である地方議会の果たす役割と責任が格段に重くなっています。しかしながら、本年実施された際、統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな課題となっています。こうした中、厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身して、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、選挙に立候補ができる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくものと判断し、採択するものと決定いたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告をいたします。

以上です。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択等についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎陳情第6号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第19、陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情についてを議題といたします。

この陳情について、産業厚生常任委員会に付託しましたので、審査結果について報告を求めます。

産業厚生常任委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 陳情審査結果をご報告いたします。

事件名。陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情について。

審査の経過。産業厚生常任委員会に付託されました陳情につきまして、12月12日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されているが、現場では過重労働と人員不足が深刻化し、仕事をやめたいと感じながら働いている職員の割合が看護師で75.2%、介護職で64.5%に達していると調査報告が出されています。看護師、介護職の賃金水準が全産業平均よりも低いのは、同じライセンスでありながら、働く地域、施設によって、初任給の格差が看護師で月額9万円、介護福祉士で月額6万円にもなるような格差があり、原因の一つとされております。医療、介護の深刻な人員不足を解消するため、全国を適用対象とした最低賃金（特定最賃）を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げを図るべきと判断し、採択することに決定しました。

少数意見の留保。なし。

本委員会におきまして、以上のとおり決定したのでご報告いたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてが、9番、前田武久議員から、また、発議第5号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書の提出についてが、6番、北條利雄議員から、所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休議します。

(午前10時59分)

---

○議長（星 一彌君） 会議を再開します。

(午前11時00分)

---

◎発議第4号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この議案は、先の日程における陳情の採択により提出されたものでありますので、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第4号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第5号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、発議第5号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この議案は、先の日程における陳情の採択により提出されたものでありますので、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第5号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

令和元年第7回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前11時02分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和元年12月13日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 宗 田 雅 之

署 名 議 員 関 根 浩 治